

近世中後期地主制の展開と地域市場の形成(3)

——清水湊周辺村落の場合——

吉原健一郎

はじめに

序章 研究史の整理にかえて
第一章 近世清水湊周辺村落の成立

(以上は本論文の(1)として、『成城大学文芸学部創立三十五周年記念論文集』一九八九年二月に発表)

第二章 村落構造の変質と地主制の形成

(本論文の(2)として、『成城文藝』一二六号 一九八九年三月に掲載)

第三章 幕末期旗本知行地の解体

第一節 長崎村望月氏の証文よりみた地主の作徳

幕末期にいたり上昇転化する村役人層は、自己の地主としての地位をこれによつて保障せんとする。しかし基本的には農民層の抵抗をうけつつ、領主制の基盤を掘り崩すような流通関係を形成していくというのが本章で指摘していくことである。

とくに米穀の商品化という機能を分与されたこれら村落支配層は、商人資本との関係を深め、もしくは自らの商人

化をおこなっていく。そのばあい二つの方向（同一現象の二側面）が存在する。一方は金融関係をつうじて他の村落支配層ないしは商人に依存していく方向であり、他方は周辺の村落支配層ないしは商人を従属させていく方向である。このような重層的な階層関係があらたに村落内のみならず村落支配層相互間に再編成されていく。したがって地主が地主によって収奪されるがごとき状況も生じる。それは一八世紀の共同体規制がまだ強かつた時期に比してより熾烈なものであった。右のごとき重層的な関係が整理されにくなかで、地主の寄生化が明瞭にあらわれてくるのである。しかしそれも中後期に一挙に進展するというものではない。よって解体の要件はたんに地主の寄生化に求められるのでなく、領主の設定した商品流通機構、流通市場の変化が生じてくる時期に寄生化がおきるところに意味がある。

たとえ商品作物がいかに多量に栽培されても、それが領主への年貢の一部として収奪され、しかも城下町などの一部特権商人を媒介として流通、販売されている限りにおいては、農民的、商品生産ではない。しかしこれは余り指摘されていないことであるが、たとえ年貢として収奪されたもの

であっても、地域的な事情、支配形態の変化によつて、特権商人を経ないで、領主的な流通機構から、はづれて流通していくとすれば、それは解体の一指標となり得る。とくに封建社会の基本的生産物である米にこのような流通がみられるかどうかは重要であろう。

そこで長崎村の例により、残存している諸証文などによつて右のような状況の一端をみていくこととする。

さきの文政の一件ののち組頭の太郎右衛門が名主となつた（文政十年十二月に名主太郎右衛門から定右衛門にたいし年貢米五〇俵余の受取が出されている）。太郎右衛門は定右衛門の親類であったから、定右衛門も村落支配に積極的にタッチしていたとみられる。そこでまず駿府宝泰寺門前町大石孫兵衛が長崎村といかなる関係にあつたかをみてみよう。この大石と望月氏とは、享保十六年「所持高反別坪付覚帳」によれば親類關係であったことが知れる。⁽¹⁾すでに先代平八のとき、文化十二年（一八一五）に孫兵衛との関係をしめす証文が残されている。これによると平八が近村北脇新田村の田地を買得したいとの理由で五二両の金を借り、一〇両につき三俵の利米を支払う契約となつてゐる。文政期には村入用として文政十一年（一八二八）一月に三〇両（年季

一年、翌十二年一月に三〇両（五年季）の借金をしている。しかもこの文政十一年五月には村入用金として隣村長崎新田村の組頭弥五兵衛に一両の金子を利息一・八割で貸付けている。文政十二年に借りた三〇両の利息は米九俵であった。これも金一〇両については三俵となり、当時の米相場との関連が問題となろう。かりに米相場が二〇俵（一〇両につき）とすれば、三俵の利息は一割五分となるわけである。

他方天保二年十二月の証文の例をみると、借金にたいし年一割五分の利息を代米で支払うが、その量は時の米相場によるとしている。このように書入証文のばあいには、その利息はあらかじめ相当量の米を定めて返納するばあいと、相場によって代米支払いをするばあいとの方法があった。よつて米価が騰貴すると金貸側は米を定めておいた方が有利であり、低落するようなばあいには相場によって利米を支払わせる方がよいということにならう。

望月定右衛門は天保二年に名主となるが、もっぱら村入用等のやりくりに終始せざるをえず、借入金の増加によつて蓄積した土地を担保していく。ここに同じ酒井領の谷

田村名主戸塚氏との関係をみて、いこう。孫兵衛にたいする「書入」証文の存在に比し、戸塚氏との間には「質入」証文の存在が注目される。第24表はこの質地証文の内容を記したものであるが、これによつてみれば天保九年のばあいのように一応質地証文の形式をとりながら定右衛門の賄になつていてる土地が存在している。そして年貢諸役は定右衛門がおさめ利米を仲四郎に渡すことになつており、事実上の「書入」形態となつていて、ついに弘化四年（一八四七）の質入地は地主間の土地移動の一例である。すなわち同表（参考）に掲げた証文によつてこの土地が隣村鳥坂村の入作地主久左衛門の所持であることが判明した。⁽²⁾ この土地は前年弘化三年十二月に定右衛門へ質入され、さらに四年一月には三〇両の上借金によつて定右衛門の「名田」となつてゐる。このような地主の短期間での土地移動は、何らかの特殊な事情によると思われるが、現在の所この点は不詳である。そしてこの土地の一部が定右衛門から忠四郎に質入されたわけである。(2)と(5)とを比較してみると、土地の生産性に甚しい金額の違いをもたらすほどの相違があるとは思えないから、散田米にして約四分の一にあたる土地が、金額にして二分の一で質入されているということに気がつ

く。これを「所持高反別坪附覚帳」によつてみると(2)の土地は、金額は三八両となつてゐる。そしてこの上金が一一分(朱永二五文)とあり両者を加えれば四九両余となる。すなわち、質地の移動にあたつては質入金額に上金が加算されているわけである。これはごく当然のことであるが、それではこの質入金額はどのようにして決められるのであらうか。その要素の一つとして作徳米の量が関係していると思われる。第25表は右の質地の内容を記したものである。⁽³⁾六反九畝の面積は四枚の上田によつて構成されており、それぞれの分米、散田米は記入されているが、取米、作徳は合計のみである。上田であるから分米は石盛をかけて算出されているはずであるが、実際には計算どおりになつてない。また「覚」によれば反別は二歩増加しているにもかかわらず、散田米は若干減少している。取米と作徳

…となり、およそ三八両となる。これに上金を加えて五〇両の金額となつてゐたわけである。この金一〇両につき二俵二斗五升というものが当時の米相場によつて決められた利息の比率をしめしていると思われる所以である。したがつて質地においても、質入金額の決定は作徳米にたいする米相場が問題であつたろうと思われる。

このような例をさらにみてみると、第26表のごとくである。(2)～(5)の例をみると、金額と質地作徳とは一応関係はあるが、まったく一致しているわけでもない。とくに(1)と(5)とはほぼ同様の作徳でありながら金額は一五両の差である。(2)～(5)に比して、前表と本表の(1)とは金額がやや高い。これについては若干の特殊な事情があつたようである。「所持高反別坪附覚帳」によれば、前表の分については、

「此分

代金五拾両ニ而

谷田村忠次右衛門殿江

質入中吉田次郎兵衛殿へ上金四兩〔嘉永五年正月借用〕

とある。さらに、

「右代金百三拾両但上金共ニ内金武拾六両ト秋山様分する。金換算は一〇両につき二俵二五〇合でありこれを換算すると一・〇五〇石となる。前者を後者で割れば三・八：

七兵衛殿へ相渡内金五拾四両武分永百文村方小前之内

式拾四人江相渡是も譲地差遣候

「尤外田地小前并七兵衛殿へ

も譲地ニ差遣し申候」

などの書き込みがあり、さきの鳥坂村久左衛門が質入した翌年に譲渡した事情と考えあわせると、小前との間に問題が生じていた土地と考えることもできるが明確でない。

つぎに分米・散田米・取米・作徳米の関係をみていきたい。第25表の例は面積に多少食い違いがあるので省き、第26表の六例をとりあげてみる。これを石高に換算し、その比率をみたのが第27表である。これ等は、いずれも数筆の田地を加えたものであるから、各項自体が一つの平均値であるが、全体の比率もあると考え、その合計値と比率をだしてみた。

まず④をみると、

- (1) これは分米と取米の比率であるが、(1)～(6)すべて七〇%と共通している。田地の石高に比して非常な高率であるが、これは年貢だけではないからである。
- (2) この点を村入用帳によつてみると、年貢の免率は定免であり平均免は三つ五分七厘六毛である。
- (3) ついで諸役の割率は一〇〇石について、弘化三年に

は四つ三分三厘五毛余であり、合計七つ九分一厘一毛余となる。この年はその後と比較して高率であり、大体年貢諸役の平均は石高の五・六割である。そして上田の免率は、他に比して高いと思われる所以約七〇%という所におちつくのである。つぎに①をみると、分米にたいする散田米の比率が全体の平均では一・〇二であり、散田米だけで分米高を超えていることがわかる。この散田米には当然小作人の取分(散田米に比すれば少量であるうが)は含まれていない。しだいに上昇した生産性の結果であるうが、生産費も上昇していると考えれば小作人の取分はそれ程大ではなかつたであろう。

②は散田米と取米の比率である。

全体の平均は七二%である。散田米のうち年貢部分は七割強であり地主取分は三割弱であることがわかる(作徳の比率は③である)。

ついで個々の事例をみると、分米にたいし散田米が一を超えてるのは(2)と(4)であり、このばあいには、散田米における取米の比率は平均より小であり、地主取分の比率は大である。このことは、分米にたいする

取米の比率は不変であるから、分米より生産力が大であればある程地主の取分の比率は増すということを意味する。したがつて定免によつて年貢高が固定する段階では、田畠の生産性を上げるほど小作人にとっては地主の収奪が身をもつて感じられるようになる。年貢米と同時に作徳米を取られ、その作徳米の一部によつて地主の年貢が支払わざてしまうという状況をみれば、村落支配の末端としての村役人と、地主とが二重映しとなつて小作農民に覆いかぶさつてゐるのであつて、この段階では一見村役人にたいする農民闘争であつても、その根底には小作人の地主にたいする闘争を必然的に含んでゐるといえよう。

ここでもう一度書入証文をみてみよう（第28表）。これは前出の大石孫兵衛宛のもの(1)～(3)に、唐木屋儀兵衛宛のも(4)を含めて表にしたものである。質地証文に比してこの種の物は短年季であるのだが、借用金額は、担保となる土地の金額より幾分低額となつてゐる。ただし(3)のばあいはほゞ見合つてゐる。

以上証文の二形態を比較してみたのであるが、質地証文

の形式を踏んでも事実上は書入形態であるものも多く、いわゆる賄証文的なものが存在した。このことは必ずしも土地集積をおこなわざとも、一定の利米を追及する可能性が大となつてきた事によろう。

このような賄の形態によつて、駿府の商人に借金する形式はすでに文政の「騒動」の際足名屋幸三郎の例でもみたが、ここにその証文の実例をみてみたい。

「田地取賄証文之事」

右者長崎村高辻之内高岩石五斗地散田米六俵預ヶ字小源田坪我等所持名田御届候處此度貴殿口入ニ而府中江尻町肴屋平八殿江當貢年々拾ヶ年季之質物ニ相渡し右田地我等取賄手作仕候處^印正ニ御座候然ル上者當年々右御年貢米諸役等我等御上納仕相殘徳之義者藏入ニ而米三俵壹斗年々十一月中ニ急度付送リ可申候若又相滯候ハ、証人引請無相違勘定仕貴殿江御苦勞掛申間敷為後日証文仍而如件

文政十三年

寅正月日

田地賄人

与五兵衛

印

柏尾村親類
請人伊之助 「印」

口入人

定右衛門様

これは定右衛門が口入人として、駿府商人へ質地とした際の賄証文である。年貢諸役は与五兵衛が納め手作とし、残徳は「蔵入ニ而米三俵壹斗」を納めるというものである。この例では残徳が散田米の五割強を占めている（石換算によつて五四%となる）ことが注目される。これは先の第27表に比し高率である。一俵を四斗にして計算すると散田米は二・四石となり、高に比して一・六倍となり相当の生産力のある田地である。これなども明らかに頼納の形式であるが、これが書入形態に伴つて出てくることから、いわゆる質入形態よりも一步進んだものとして把握されよう。

しかもこのばかり、先の定右衛門が土地を抵当に入れると同様、作人が未だ本百姓としての地位を有している例であろう。⁽³⁾ いずれにせよ地主のみならず、商人などがこの高率の小作料（作徳）取得を目的としていることは、質地關係をも含めて一九世紀に入れば、資本の土地投資という側面を強めていくことを意味しているのである。

第二節 年貢払米をめぐる流通機構の変容

一 長崎村における村役人層の動向

天保二年（一八三二）に長崎村の名主となつた望月定右衛門は、自己の所持地を駿府町人や谷田村名主へ質地に入れ、若しくは借用金をつうじて依存していく。定右衛門の所持高の変遷を見る史料が残存しないのであるが、年貢米の俵数によつて大体の変化がつかめよう。文政度組頭であったときは、年々五〇俵前後であったものが、天保二年以降は二〇～三〇俵であった。これは右の質地関係に照応する。しかし、弘化以降明治にかけてこれらの土地は請戻されていき、明治初年には五九石四七三六勺の田畠を所持している。⁽⁶⁾

天保三年に割元名主となり、酒井知行所有渡郡、庵原郡八ヶ村の年貢米の処分にあつた。第29表は天保十五年（一八四四）三月決算の前年度分の物成勘定である。八ヶ村年貢米のうち払米となる分は一一三四俵余であり、これから金六一四兩余をうる。そこから必要経費ともいべきものを差しひいて五一三両が上納されている。文久二年（一八六二）のばかりによつて、更に詳しくみてみたい（第30表1

～4参照）。

納付一三三五俵余に、新開分を加え計一三七六俵余の米が収納されている。第30表の2によつて、それから相当量の引米がなされていることが知れる。これには「定式被下」米、荒地定引などがあるが、用捨米が二六〇俵ありこれらを引いた残米が一〇〇六俵であつた。

右のうち三分の一強が「村々金納分」となつてゐる（約三五%。第30表の3）。つまり村の段階で地域内の商人に米が払われている。ついで戸塚仲次右衛門ら八ヶ村の取締層によつて「願払」として三五%の米が預けられ、残余の四〇俵が米屋惣十と山本屋吉右衛門へ払米となつてゐる。ここから前表でみたごとき諸費を引き七七九両余が翌文久三年暮までに十口に分けて上納されている。

以上のことから幕末における、この地域の村役人が領主米の販売にどのようにタッチしていたかの一端が知れよう。すなわち、(1)村々金納分については村役人層がその処分にあたり、(2)残余の部分のうち年番名主ら知行地の有力農民に一部の払米がまかされ、(3)その残りが公式の払米となつてゐる。

このばあいそれぞれの段階で、米を買いつける商人が同じか違うかが問題となる。前記(3)のばあいでも、山本屋は

駿府の町人であるが米屋惣十は駿府在の立石の米商人であり、在郷商人であった（米の受取などによつて判断した）。そこで同年度のものではないが、天保三年の状況を長崎村の例でみてみたい。第31表は巴川上流の上土の問屋鈴木善右衛門を経由して駿府へ送られた米穀の概数である。

この史料には欠損があり全体の数量は確認できないが、長崎村より舟によつて積出された米が閏十一月下旬より十二月下旬に至るまで二二三俵程となつてゐる。宛先は八人にのぼるが大石孫兵衛や唐木屋儀兵衛などとは、借用金、質地関係をもつてゐることは既に述べた。これらの米は酒井知行所の蔵米であつたが、地主米もこのような経路によつて販売されていたものであらう。

つぎに米相場であるが、第32表は長崎村における各年次「諸入用割帳」の末尾に記入されている「御直段」とされているものである。このばあい割相場は米相場に比して一〇両あたり一俵ないし半俵安く決められたようである。これとさきの第30表の3にある相場値をくらべてみると(1)～(3)は一致していることがわかる。ただし(4)の山本屋吉右衛門の場合には一〇両あたり三斗二升程の安値で売払われて

いる。相場値は嘉永二年以降二〇俵をわり、元治一年以降は一〇俵をわる高騰をみせているが、特に慶応二年の二俵九分二厘は最高である。この年の十一月に草薙村の酒屋半三郎は一四俵の米をこの値段で買いつけていた。しかし同じ十一月に中吉田村の源左衛門は五〇俵を二俵四分の値で更に高く買っており、駿府在立石の米屋惣十も二俵六分二厘の相場で買っている。かくのごとく米相場といつても月

毎に変動するばかりでなく、同じ月であっても数斗の差をみている(この際米の品質等が加味されているかどうかは明瞭でない)。

つぎに米切手による米穀の地域流通をみてみよう。第1図は長崎村から出された切手が立石の米屋から中吉田村の酒屋に渡り、それにもとづいて実際の米は谷田村、中之郷村に送られている。しかも⑧の例のごとく楠村の米も含まれているが、これは入作百姓の年貢部分とみて良いのではないかだろうか。第2図のばあいもほぼ同様であるが、高橋村の源右衛門というのは第15表でみた地主山梨氏であり、上土の鈴木氏のごとく流通過程における問屋をも兼ねていたようである。これらの米は在郷の需要を支えていたので

あり、酒屋、米屋といった屋号によつても特權的な商人に対抗した存在であったろう。杉山村の片平九郎左衛門は油屋の名のとおり在郷の油問屋(桐水油の流通にかかる)であった。また清水上町の飴屋勝蔵、江尻入江町、同西村、清水新町(新魚町カ)などの商人にたいする流通も存在している。⁽⁸⁾

米の流通をみたついでに、その他の物資の例を長崎村のばあいをつうじてみておくことにする(右の史料による)。まず肥料については「田畠肥買之覚」の項に、胡磨粕・メ粕^(モモカ)・生中粕^(モモカ)・鱗こへなどの記入がみられる。これらは清水本

魚町山本屋三右衛門、さきの飴屋などから買入れている。またこの飴屋や中吉田村の酒屋にたいしては、生中粕の見返りとして米を送つていて。

さらに塩についてみると久能山麓の根古屋村吉左衛門より必要に応じて送られている。ここでも米との交換がなされており塩一升にたいして糉一升で年末に決済されていた。自家消費が主であったと思われるが年に一石前後の塩が送られている。

農具については慶応三年十二月十日に府中鍛冶町安兵衛

より唐鍼式枚として金一両一分を支払っているが、江尻宿周辺の村々では宿内鍼治町にて調達したようである。

綿打は次章でも取上げるが江尻紺屋町の綿打屋に出している。

以上長崎村の例をつうじて、年貢払米の状況、地域米需要の存在をみ、さらに肥料などの流通をみたのであるが、これらは村役人層の動向であつて、一般農民層は、望月氏をつうじて肥料などの前貸をうけていたのではないかと推測される。

二 山原村における年貢米払の状況と吉川氏

右のごとく村落支配の末端としての村役人層は一方では年貢諸役の取立、払米の販売などを行いつつ、他方地主としての地位を保全していた。領主の側からみればこれらの層を把握することによつて共同体の維持をおこなわざるを得なかつたといえよう。長崎村のばあいには村役人層は村落の内部においては農民を従属させつゝも、外的には周辺の商人、他村の村役人層に依存している側面もあつた。これと対照的な成長をみせたのが山原村の例である。

第二章でみたごとく、この村では収納米の相当部分を、

近村豪農の御用金にたいする反対給付とせざるを得ない状態にあつた。しかし幕末期に至るとこれ等御用金のない手にも変化が生じ、同時に払米にあたつての吉川氏の発言力も強まつてゐる。天保十年（一八三九）の「月並出金取調帳」によれば、元利金一九四両余の月並金を出しており、これにたいし収納米二六七俵余の代金一三〇両を得差引六四両二分余の過納となつてゐる。いわば年貢の先納が恒常化しているわけである。天保十一年（一八四〇）の「出金請取通」によれば、その最初に前年十一月に陣屋出役である中川為藏、勝野六太夫、三和垣半十郎、山田三平の連印で、

「來子年御賄御入用金東西御知行所村方ニ而引受左之通月並其外御入用金御定メ通才覚出金相違無之候返済之儀者當物成米を以來子十二月十日限下及同元利代米請取可申候規定毛頭相違無之已上」

として領主としては全面的に収納米の払方を委任しているのである。さてその払米の実態であるが、弘化一年（一八四四）の例がある。米の入札には駿府商人が名をつらねてゐるが、三六俵であり全体として未だ周辺地域の商人への比重が高い。江尻の米屋の存在も注目に値する（第33表）。

また下野村の林蔵はさきの長崎村にも登場していた在方の米屋である（第2図参照）。伊佐布村の中嶋利助が八〇俵と四〇俵の米を請取っているが、いかなる商人であつたか明確でない。利助についてはすでに文政五年（一八二二）に、山原村で九両三分の金を借り（「地頭所才覚金」と記入されている）、返済は助成米におこなうという証文が残されている⁽⁹⁾。さらに同年二月にも八両一分の金を同様に借りている。中嶋利助や江尻の米屋などは山原村の領主への出金の資金源となり、反対給付として米を入手していたものと思われる。安政五年十一月の例をみると払米一番札には興津の莫屋茂吉（一二俵）、二番札は駿府安西四丁目の藍屋和助（一五俵）、三番札は同草深町の米屋伝左衛門（一五俵）となつて⁽¹⁰⁾いる。残余では伊佐布村乾伊右衛門（五一俵）を筆頭に周辺商人、駿府商人に送られている。この莫屋茂吉は紙の仲買商であり、北方の山村における紙生産が活発となる幕末期に流通に参加していった商人であつた。また乾伊右衛門も同様に紙の仕合問屋であり地主でもあった。伊右衛門は旗本石川大隅守の御用達をつとめ、扶持米九俵をうける身分であつた。吉川氏も天保期に大久保知行所の代官に取立てられて上昇転化した⁽¹¹⁾。このように文政～天保期に上層

農民が上昇転化していく事によって、領主制が解体していく一指標とみることができよう。この状況には危機に頻した領主財政がその基礎に存在していたわけである。吉川源右衛門も嘉永五年（一八五二）には「山原村御代官」といわれる状況であった。そして領主の才覚金調達に力を發揮したが、とくに安政二年（一八五五）には前代未聞の天災によつて被害をうけ、「此節其方老人初別而用多ニモ可有之之處早速調達金子差下一段之骨折之事ニ存候」として、五〇〇両の才覚金のうち三〇〇両を、出府した山原村、坂本庄村屋から受取つたことにたいし返書が出されている。そして、「先々早速金子調達差下吳此度者大キニ都合宜外分旁宜致安心候返々も骨折出精之事ニ而有之段此上之處も吳々骨折可申候」といわれる程であつた。東一郎は在役となるや大久保知行所一三ヶ村の年貢米の処分を担当しほう大な利潤をあげたといわれる。とくに天保改革以後の流通機構の変質にともなう、価格の不安定をみこし、その差額を自己の利益としたといわれている⁽¹²⁾。

翌安政三年十二月十一日に東一郎は駿府山本屋吉右衛門に大久保藏米二〇〇俵を売払つてゐるが、売値は一〇両につき一七俵一分五厘であつた。ところが第32表でみたよう

に、長崎村では同じ十二月に一九俵四分の相場であつたから、一〇両あたり二俵余の高値であつた。しかし証文によればこの代金は、翌年の四月十日に支払えば良いことになつており、この間の相場の上昇をみこんだ売値と考えられる。これなども投機的な米売買の一形態であろう。また切手による売買も存在している。すでに文政期に長崎村（秋山知行所）名主平左衛門が借金のカタとして米切手を預けていたことが指摘されて、その存在を認めることができたが、この時期になると米価の変動の状況のなかで、より大規模なしかも投機性の強いものとなつていていた筈である。嘉永三年（一八五〇）十一月十六日に、駿府商人である米屋弥七、津の国屋半七が東西知行所蔵米五三五俵の切手一二通を受取っている。また安政五年（一八五八）十一月には一〇〇俵の蔵米を一〇両につき一俵三分五厘替で買付け代金は翌年二月二十日限で支払うことになっている。これなども長崎村の例では米相場は一二俵八分であるから一〇両あたり一俵半ほどの高値となつていて、

したがつて収納米を払米とするにあつて、この米をいかに有利に売捌くかの問題が存在したことは事実である。しかもそれらの買手である商人との共生関係を強め、

御用金などの借金もおこないつつ、他面土地への資本投下のみならず、商業資本への投下をおこなつていくのである。

現在吉川氏に残されている証文類によつて清水湊の商人と関係をもつていつた時期は、元治元年（一八六四）前後と推定される。⁽¹⁶⁾ このばあい、地域内市場の深化と同時に横浜貿易をきっかけとした地域外市場の問題も考えねばならない。したがつてこの期に吉川氏が清水の問屋商人に大口の資本投下をおこなうことは、地域内で蓄積された資本が、国内市场、ないしは貿易市場の中に組みこまれていく事を意味する。しかしここでは、主として米穀による市場形成と、深化の指摘をおこなうことなどめ、次章においてその問題を展望することとした。

第三節 幕末期農民闘争の特質

本節ではこの地域における幕末期の農民層の動きをみてみたい。吉川氏のごとく村役人の領主権力への接近と富の蓄積、物価騰貴による生活の困難といった条件下において、高利貸的収奪にさらされた小前層がいかなる反抗をなしたかが問題となる。山原村において天保二年に村方「騒動」が生じたことはすでに述べたが、その後天保十二年

(一八四一)には大久保陣屋出役にたいし、支配一三カ村の

農民が「嘆訴願」をしたとされている。⁽¹⁷⁾ その際東一郎は、

坂本村大畠弥平とともに事件の「発端人」となり騒動をおこさせたとしている。⁽¹⁸⁾ ところが万延二年(一八六一)には

陣屋在役となつた東一郎にたいして罷免運動がおこなわれた。この前提には嘉永六年(一八五三)一月の東一郎の不正を取調べるという農民の対決があつた。これは弘化一年

(一八四四)～嘉永五年(一八五二)にいたる八年間に東一郎が村方諸事取扱にさいし不正があつたというものである。

このときは山原村庄屋代藤八をはじめ組頭三名、小前物代三名、百姓代一名、本百姓一名が連名で「向後ニ至リ候共疑念等毛頭申分無御座候」として一応落着している。しかし

このような村落内部の農民の反抗が基盤となつて、知行所全体の農民闘争が存在し始めたのである。この期の山原村の階層についての大槻を知ることができる。弘化三年(一八

四六)の「惣人別御改帳下書」によると所持石高はわから

ないが、家数三三軒のうち本百姓は一九軒(五八%)、水呑百姓は一四軒(四二%)となつていた。水呑百姓に分類され

た農民が四割余もあり、彼等が反抗的なエネルギーを持つていたと思われるがそのためには、これら農民の小作騒動

的要素が摘出されねばならない。

また慶應二年(一八六六)六月には、米価の急騰による拝借金の要求がなされた。この時には一〇〇両を領主から出させ、内三〇両は返納する必要がなく、残七〇両は十二月十日まで無利息にて返済することになった。このような十三カ村の農民の要求は、領主にたいしてといつても、陣屋在役の吉川氏にたいする要求とみるともできよう。翌三年五月にも二〇〇両(うち一〇〇両は十一月十日まで無利息、残一〇〇両は翌四年十二月十日まで無利息)を出させている。

このように各村落が各個ではなく、支配一三カ村の農民が闘争的状況にあることは、いまだ反封建的な形態を伴つた過激な闘争ではないようみえるが、領主側の譲歩をかちとつていくという恒常的闘争として理解すべきではあるまい。

この地域の農民「騒擾」において小作騒動としての侧面を強くもつものとしては天保十年(一八三九)の原村の例がある。⁽¹⁹⁾ この発端は文政期にあつて長崎村のばあいに若干類似している。すなわち名主が領主石川大隅守(旗本)の財政負担を小前農民に転嫁できず、持高一五石余を隣村の

百姓に売渡したことから問題が生じてゐる。買ひとつたのは草ヶ谷村の親類藤右衛門であつたが、同村の半右衛門が世話人となつて小作させていたとしている。天保の飢饉のとき半右衛門がこの土地の小作料を引上げようとしたために小作人との間に争論がおきたのであつた。この結果は不明であるが、小作料の額をめぐつての争論が公然とおこなわれるに至つたことは注目に値する。

ついで長崎村の例をみ、全体的把握の手がかりとしたい。長崎村においても小前農民と名主との対立は恒常化していた。安政五年（一八五九）十二月中旬に、組頭甚右衛門（^{主脇}清右衛門）を筆頭に百姓代半兵衛、小前惣代直右衛門らが名主望月定右衛門（²⁰）を相手取り訴訟をおこした。その問題は名主の「巴川堤手溜池浚御普請村掛入用夫錢取立方」（²¹）である。しかもこの清右衛門は、地頭所において部屋住となつてゐたので問題が大きくなつたようである。

すでにこの年の春以来問題となつており、四月に長崎新田の名主林蔵、中之郷村の名主伝左衛門の立合いで内済となつていたにもかかわらず、また年番名主の添翰もなく出

訴したのは違法であるというのであつた。このような名主の不正をめぐる農民の糾弾は、山原村と類似しているが、この地域での一般的現象ともいえる程多発している。これにたいし、翌年の三月に、上記二ヵ村と草薙村、大内村、楠新田村、七つ新屋村の名主、能島村、谷田村の組頭、奄里山村百姓重郎右衛門の九人が立入人となつて内済している。内済の相手としては、望月定右衛門、深沢喜三郎（このとき年番名主）、戸塚仲次右衛門の三人であつた。この三人が酒井知行所西八カ村のとり賄いをしており、年貢米の払方にも共同してあたつていたことはすでにみた（第30表の3）。四月に入り地頭所にたいし済口証文がだされ、また組頭甚右衛門他親類など、相手の望月定右衛門も連印し清右衛門の赦免を「ハケ村御取締御年番衆中」へ願い出ている。この結果五月になり組頭平右衛門、百姓代半兵衛にたいし村方取締が良くないと「叱」があり、此度は沙汰におよばないとして誓約書がだされている。清右衛門の親甚右衛門、百姓組親も同様の誓約書をだしている。

以上のことく村役人の不正にたいする対抗であつてもこの時期の村方「騒動」のばあいには小前農民の積極性がうかがわれる。この長崎村でも名主ばかりでなく組頭も参加

しておらず百姓代と小前惣代によつてなされたものであつた。この一件によつてみると、この知行所の支配の形態は地頭所——八カ村取締(年番名主)——村役人といふ機構であり、駿府が知行所の中心である山原村とは趣を異にしている。そして年番名主が一定の取締権を賦与されて支配の要となつてゐる。酒井知行所のばあいには前記三名がこれにあたつてゐた。逆にいえば、これら取締層に依存することなしには旗本知行地の領主権は保障されなかつたのである。そしてこのよだな体制のうちに領主は彼等を取込むべく一定の特權(苗字、帶刀の許可など)を与えていく。

他方農民層の内部に生じてゐる対立は水呑百姓をふくむ大量の貧窮農民の存在によつて必ずしも統一した行動をとり得ない状況ももたらしてゐる。長崎村のばあいにも「小前」は上層農民との対立を深めている。

詫証文によつて類推すれば、

(1) 組頭平右衛門にたいし、米一〇〇俵を無心したこと。

(2) 本田分新田への作付を藤兵衛が妨害しようとしたこと。

した。この一件によつてみると、この知行所の支配の形態は地頭所——八カ村取締(年番名主)——村役人といふ機構であり、駿府が知行所の中心である山原村とは趣を異にしている。そして年番名主が一定の取締権を賦与されて支配の要となつてゐる。酒井知行所のばあいには前記三名がこれにあたつてゐた。逆にいえば、これら取締層に依存することなしには旗本知行地の領主権は保障されなかつたのである。そしてこのよだな体制のうちに領主は彼等を取込むべく一定の特權(苗字、帶刀の許可など)を与えていく。

他方農民層の内部に生じてゐる対立は水呑百姓をふくむ大量の貧窮農民の存在によつて必ずしも統一した行動をとり得ない状況ももたらしてゐる。長崎村のばあいにも「小前」は上層農民との対立を深めている。

詫証文によつて類推すれば、

(1) 組頭平右衛門にたいし、米一〇〇俵を無心したこと。

(2) 本田分新田への作付を藤兵衛が妨害しようとしたこと。

(3) 「田畠作付之儀新田ニ而著作場不足いたし差支本田ニ而著作場地余リニ而為困候惡計相工ミ候もの有之」様子であること。

(4) 「例年正月之儀者年之祝ひとして前々櫻搗神々江備ひ候儀先例ニ御座候處當年限リ右之趣触を廻し先例相振候儀取計」らつたこと。

の四点について小前にたいし取調をおこなつてゐる。小前側は(1)の点については事実であるが、(2)～(4)の点については覚がないとしながらも「天利ニ而右風聽達御聽御糺之趣一言之申開無之」しとして年番衆宛に領主へ注進せぬようとに詫を入れたのであった。この(2)(3)点はこれだけでは意味がよく通じないが一種のいやがらせかサボタージュであり、作付妨害等の手段によつて(1)の要求をとおそうとしたのである。それは(4)にみられるように年始の祝いをせぬようとの触をまわしたことと関係があろう。

さらに小前一同不取締であるとして取調をしてゐる際、重立三人のうち勘定が藤兵衛の取調中横あいから「右之御利解ニ而者不相済」と高言し、また「夫ニ就而者、權威を以人をいしめる、与申もの」などと主張したために詫証文をと

られ「以來於村方も何事ニ不寄抽出候儀者勿論万端急度相慎農業專一相互睦敷渡世可仕候」と年番中に提出している。ここに權威主義的な取締層にたいする反感の存在と、このような村方の内部におけるリーダー的要素の存在をみることができる。

以上のべてきた恒常的ともいえる農民の反抗は直接的に領主支配に対決し、打撃を与えるようなものではなかつた。しかしこれとても反領主的な動きとして評価さるべきであろう。百姓一揆、打こわしといった矛盾の集中的表現としての大規模な鬭争はこの地域には存在しなかつた。しかし右のごとき慢性的な農村内部の危機状態が領主の支配を非常に困難なものにしていた点を重視したい。

以上を補なう意味で安政七年（一八六〇）三月同じ酒井知行所であつた隣村長崎新田組頭多七ほか一人が年番衆中に出した歎願書を見るに至る。²⁴⁾

これによると百姓四兵衛が「先年村役義相勤村方田地等相応ニ所持有之百姓渡世仕来候處追々不如意ニ而右取持之田地等夫々質入借財相嵩」み困窮してしまつた。そこで長

崎村甚右衛門（先に組頭であった）にたいし、一〇年前に所持地を代金一〇〇両、一〇年季に渡したが、安政六年十二月に増金二〇両を借受けようとした所、甚右衛門親類長崎子を「差略ヲ以四兵衛方江不相渡」その後掛け合の結果ようやく落着したというのである。ところが田地主となつた甚右衛門がこの田地を引上げてしまつたため「私共村方作場、拠底ニ相成下作之もの共甚以迷惑難済」の状態となつた。これも下作を維持することに話がまとまつたが「下作一同向後心配仕候間同人より請戻シ度奉存候得共差当り金子差支当惑」しているから翌年の暮迄地代金一〇〇両を貸して欲しいという願書である。

ここにおいて現象的には村役人から年番衆中へ出した要望書であつても、実質的には下作人（小作人）の要求にもとづいたものであることがわかる。そして借金の形式ではあれ土地を請戻したいという方向がこれら小作人の中に生じている事は重要であろう。この結末は不明であるが、さきの天保十年の原村の例にもみたごとく（このばあい原村のごとき争論になつてゐないが）農民の運動のなかには單なる一時的な運動ではない、地道な土地獲得の努力も存在し

ていたのであつた。地主・小作関係における地主の地位が体制的に保障されるのは明治以降であり、本格的な小作人の闘争はそれ以後のことであらうが、幕藩封建社会内部に

おいても、権力と共生関係を保持しつゝ、末端の支配機構につらなつてゐる地主層にたいする小作人の闘争は、すでにこの時期に生じていたのであって、表面上は村役人の不正を糾弾するといふ村方「騒動」の形態をとつていても、

この時期に恒常に生じる農民闘争は、その農民の存在形態からみても必然的に小作人と、土地を喪失した貧困農民の要求を前提としているのである。

他面農民の貧困化による農村外への流出も慢性化しているであろうが、これとて、農村外部にこれをうけ入れる側面が生じてくるのは明治以降の工業化がなされた時期をまつ以外にない。

したがつて下層農民の農村滞留という現象が一般的となり、その面ではこれまでみた商業資本の村落への侵入、農民上層の商人化は一定の意義をもつていた。しかるに先進地帯や商品作物生産地帯にみるととき村落階層の分解は頗著ではない。この状況をたんに米の流通のみならず、他の商品の流通もあわせて検討し、幕政との関連をもみる必

要があらう。次章においては、地域市場の形成をみることにする。

第四章 幕末期地域市場の形成

第一節 天保期以降特權的流通機構の変質

一 清水湊・宿場の階層構成と商品流通

ここでは国内市場形成の基礎となるべき地域内部の市場の変化をとりあげたい。このような市場をここでは「地域市場」と呼ぶことにする。それは限定つきのものであるにしても特權的流通機構の解体過程の中から生じ、その前提には先にみてきた村落内部の変質がある。本章では地域的流通の状態を他地域との接触点ともいいうべき湊・宿場を対照的に取上げてみたい。

まず清水湊の特權問屋の変質が問題となる。すでに第一章において一八世紀後半以降の状況を若干指摘しておいたが、特權をもたない商人の出現、とくに在方の商人の出現がめざましくなると、特權問屋自身もこれに対応せざるをえなくなつていく。

文久一年（一八六一）の清水町の職業別軒数をみたのが

第34表である⁽¹⁾。寛延期に比して米穀仲買が七〇軒と一・五倍以上の増え方である（第5表参照）。これからも地域内の米穀流通が活発化していることが知れる。質屋は一〇軒と寛延期に比して一軒の減少をみている。湊の労働者としては小揚人足が二〇〇軒あるが、清水「御藏」小揚、甲州城米小揚、川岸小揚として分化しており、人足にもランクが存在していた。人足は全体の三分の一近くもおり日雇い的な存在であったと思われるから穀類の地域需要にはこれら日雇層の消費も相当量含まれていたはずである。また魚渡世一〇〇軒も大部分は振売などによる零細な商人であったろう。これも自給的存在ではないから、駿府などの武士、町人とはことなる消費者であった。

江尻宿の職業表をつぎにみることにする（第35表）⁽²⁾。これは弘化年間の軒並帳から集計されているので、職種不明のものが旅籠屋のなかに相当数混入しているとされている。ここで注目されるのはまず六九軒の日用取の存在である。これは宿場の人足の存在が、湊ほどではないが全体の一五%もあることをしめしている。つぎに米屋が九軒あることに注目したい。これらの米屋は中期には禁止されていたにもかかわらずこの時期には問屋としての機能をもちあわ

せており、すでに山原村の例でもみたごとく農村の払米の買付もおこなうようになつていていた。鍛治・鑄物師・紺屋等の存在は旧来の宿場的機能を代表するものであつて、周辺農村への生活必需品の流通基点となつていていたものである。この点からみれば湊町に比して職業は多様に分化している。棉打の存在は次の辻村のばあいにもみられ、近在の農村における綿生産の存在をしめしている。この時期になるとさらに遠州付近の棉も移入していたとされる（浅香氏前掲論文の指摘による）。紙屋、砂糖屋の存在も、同様紙生産、砂糖生産がおこなわれていたことを物語っている。

紙については、北部の両河内など山間村落の家計補助的な紙生産によるものであつて、これを仲買する商人も多数存在していた⁽³⁾。紙問屋は前貸的方法によつて、山間村落の零細農民を支配していた。伊佐布村の乾氏などはその代表的存在であつた。また天保十三年（一八四二）には興津宿北方にある小嶋藩役所において「諸商売向調査」がおこなわれており、紙仲買三軒が記載されている。これは清地村の例であるが、一応在郷商人といえる。しかし、仲買人がすべて在郷商人であるかどうかは問題である。小嶋藩の例をみても、紙は山間の村のばあいには一種の年貢であつて

この年貢部分の紙を扱う商人は、特権化した商人であったらう（『清水市史』中巻四八頁の表にある小島の六人の商人などはこの良い例である）。ここに米の商品化と似た現象が生じてゐる。本来年貢部分として取りあげられた物産であつても、それらがいかなる商人によつていかなる経路によつて流通するかの問題である。その流通の仕方如何によつては既成の特権ルートを破壊する側面をもつ。この意味で、これららの紙商品が江尻本郷町の商人望月氏を経由していいたことは重要である。⁽⁵⁾ これは新商品として登場した紙のごとき地域的生産物を旧来の商品を扱つてきた湊の特権問屋が直接には把握できなかつたことをしめしている。

甘蔗生産については、生産が開始された時期の状況については大体の様子がつかめるが、その実態については不明の点が多い。海岸附の砂地など新開地に植えられたのであるが、当初は幕府の栽培奨励によつた。この甘蔗の生産と流通の一端を次の史料でみてみたい。文化十三年（一八一六）正月、西久保新田村の百姓清五郎が秋山知行所割元名主である長崎村平左衛門にたいして願書をだしている。

「乍恐以書付奉願上候

一私儀水呑百姓ニ而下作渡世仕居候處近年木綿作不作

ニ付、當時流行甘蔗作付、黒砂糖製法仕罷有候処去ル十二月上旬江尻本郷町権左衛門と申者私方江參申候者遠國、
カ、注文有之候間右砂糖買請度由ニ付右代金御年貢引當ニ候間直段次第壳渡可申と申候得者金壺両ニ付拾三貫
武百目ニ而買請可申由ニ御座候間右直段ニ而正味百武拾五貫貳百目壳渡代金九両三分余之処右内江金壺両武
分請取…（下略）」

として内金を請取つたが、残金はその後一度にわたり三両二分を支払つただけであり「清水町問屋方江參右荷物見届」けた上で返却をせまつたところ、「秋山之百姓村中參致催促候共勘定不仕候杯与惡口」をいうのみであつたとしている。そして奉行所へ訴えたいので添翰が欲しいといふのである。この史料によれば水呑百姓として下作している土地において「木綿作不作」であり「當時流行」の甘蔗に転換したとあり、甘蔗栽培が普及していける状況をしめしている。そしてこれらの砂糖が宿場の商人に買取られ、清水の問屋を経て他地域へも移出されていたことがわかる。このような宿場商人の存在は肥料の流通にもみられる。金肥の使用については、先の文政期長崎村の「騒動」の際足名屋幸三郎という肥料商の存在をみたが、これは駿府の商人

であつた。天保二年（一八三二）この足名屋と江尻鍛冶町・

本郷町の商人との間に争論があつた。⁽⁹⁾ ここに駿府の南にある下嶋村（小島藩松平領）の小右衛門という「村方漁獵仲買」商人が登場している。足名屋の言い分によれば、下嶋村の小右衛門がこの年四月に、江尻の海岸にて干鰯・メ粕を買いつけ清水湊三村屋半右衛門方江届けるとして送り状を渡したところ、小右衛門は家出してしまった。メ粕三六三俵は江尻の商人二名に売却されてしまっていた。そこで「右本郷浜之儀者問屋株も無之他所々荷物を積込売買致候所ニ無之旨兼而及承候」としてこのメ粕が本郷町町頭の蔵入となつてしまつたが返却して欲しいのであった。

このことからメ粕の買付にあつた小右衛門の背後には足名屋がいたわけであるが、相手側の江尻商人にしてみれば全く無関係なところから訴訟がなされたわけであつた。

返答書によれば小右衛門とは「從来熟意合之者ニ而時々引合之品商取組仕來」つており、五月上旬に小右衛門から商談があり、廿三日にメ粕三六三俵を四五両で買取つたまでのことであるとしている。ところが「幸三郎儀我意ニ相誇私共小商人と見掠身元不似合私欲之申立」をなした。また本郷浜は問屋株のないところであるから「漁業物之儀者前

々在近浜相互売買」になつていると反論している。

ここに特權肥料商人に対抗する宿場の「小商人」の存在を知ることができる。元来宿場商人にはこのような問屋的側面は認められていなかつたことは第一章の米穀問屋の例でもみて来たところであつた。しかも江尻商人による肥料の販路は「俵数之内百七拾七俵者夫々手前遣并近在小捌ニ壳渡當時残百八拾六俵者年々在方売先引当ニ致夫俵数割合内金取置候付作方手當之肥之儀ニ而今更異変難仕」とある。ようすに宿場周辺の農村への小売、引当となつてゐる。これは先にみた職業表では「魚商人」にあたる存在かと思われる。

ついで街道沿いにある辻村の職業構成をみてみよう（第36表）。これによれば一九世紀初頭と中期との職業分化の深まりがみてとれる。それぞれ史料の性質がことなつていて推定を加えねばならないが、とくに天保十三年（一八四二）と弘化年間の史料とは、年代が接近しているにしては百姓の数が違ひすぎる。これは元来百姓であつて職業を兼ねてゐるばあい百姓として記載されることの多かつたことによると考えられる。たとえば天保十三年には質屋の記載がないが実際には存在していた（辻村長阪氏の例）。享和

三年(一八〇三)をみると棉打屋の存在が注目される。四

〇年代には一〇軒程となるが、これは棉生産の衰退と関係があるかもしだれぬ。その他は江尻宿の機能を補つていた職業の分化であろう。天保期以降には棉屋、油屋といった商品生産の加工品とともに職業が生じている。しかしこれとても江尻宿との共生関係において存在していると思われ、対抗した街村という側面はもっていない。江尻辻町と

か江尻「宿付」という表現で呼ばれていたこともこの関係をしめしていよう。むしろ各種農産物が江尻宿として総体的に集中してくるという機能が清水湊の流通機能を阻害していく、という側面が強まっていると思われる。流通の面からみた江尻(辻村も含む)と清水の対立の一例として文政十二年(一八三〇)の楮麻の買取の一件があつた。⁽¹⁰⁾これによると、

「此度江尻清水両村場出入ニ付取扱ニ而相済候趣左之
通

一 西河内楮麻賣場之義ハ辻村買場ニ先規通ニ相定メ候
西河内村々る楮麻持來候共得与相糺一切買取申間敷
候事……^(中略)

一小河内中河内其外古来より両村入合ニ買來候間是又

先規通り相定候事……

右ヶ條通り両宿取扱之所相定候所者此場所ニ付違礼申
間敷候依之両村承知……」

とあり、辻村の一部地域における楮賣場としての権利が承認されており、しかもこの対立は江尻と清水との間に現われていたのである。

二 天保改革と清水湊周辺地域の状況

以上の地域的特質をふまえて、第一章において取上げた清水湊問屋の変質を考えていきたい。その際「(3)駿河湾周辺および遠州辺海岸の湊の物資の移出入」の問題も関連してくる(第一章の二参照)。天保の問屋解散令にもかかわらず駿府への物資移入数量の問屋扱量が減少しなかつた実事はさきに述べたが、全く影響がなかつたのではないことは次の史料でも明らかであろう。弘化四年(一八四七)の清水湊元諸問屋の歎願書によれば、「遠州相良浜并当國焼津浦辺之商人共船々船頭と馴合自儘ニ相成三保村始メ江尻宿之内本郷浜清見寺村奥津宿江相対を以諸荷物直揚直積等致」すという状態が生じていた。このような傾向はすでに文化年間より漸時存在していたとされている。弘化四年に

調査がなされ、この直積、直揚の詫書十一通が番所へ提出され、さらに、

ニ相振難捨置場合有之候ハ、遂懸合其上相対ニ而示談行届兼候節者勝手次第其趣意申出候様可致」

文化二年十月 城之腰村船頭弥平次

文化十二年八月 蒲原浜船主善六

天保八年九月 豆州下田浦当人佐兵衛

(同年) 十月 (同年) 十二月 江尻宿七軒町組頭惣代源五郎他五人

天保十四年三月 寺下村(清見寺)嘉七

の六件が追加されている。この調査にもとづいて番所から

は、嘉永二年(一八四九)清水元諸問屋惣代、同所年番宛につきのごとく申渡した。⁽¹³⁾

〔前略〕
「……御勘定奉行江再三掛合候處湊相続方ニ拘リ候趣

無余儀訳ニ相聞候得共寅年御触面之趣茂有之且者支配所而已ニ無之右躰之類申立候向も有之候處當節之場合寄船頭惣代四名と、清水湊年寄元問屋惣代六名の連印で取替証文がだされている。⁽¹⁴⁾これによると、

「一江戸大坂其外尾勢州より清水港江差向諸廻船積來候甲信州行富士川為登諸荷物是迄小須浜新浜五軒浜由比ニ而者廻船荷物他浦江廻シ取捌方致間敷与之浦触等容易ニ、差出候儀も難取計乍去清水町之儀者古来より役船を可事

も相勤湊規矩も相立居候上ハ諸荷物差向ケ候海岸附宿村江湊仕来之旨を以夫々陸上等無之様及掛合其上相对ニ而者難行届子細有之候ハ、其次第二寄其筋へ出訴致し候方ニも可有之其段申越候間其旨相心得此上湊規矩

として相互に特權強化を申合わせている。しかしあくまで

として一定の特権維持を認めているのである。即ち湊規矩を全く廃止したのでは駿府への商品流通が著しく阻害されるという認識にたっての申渡しであると考えられる。しかし同時にこれら問屋がすでに一定の構造変化をもたらしていたのであって、駿府代官所もその現実認識にたっており、幕府の条例を一方的に貫徹させえないこの地域の事情が知れる。

その後嘉永一年(一八四八)十一月には、蒲原町問屋年

寄船頭惣代四名と、清水湊年寄元問屋惣代六名の連印で取

一江戸大坂其外尾勢州より清水港江差向諸廻船積來候甲信州行富士川為登諸荷物是迄小須浜新浜五軒浜由比浜江清水湊より小廻シ致候分以来蒲原浜ニ限小廻シ致湊ニ限諸荷物小廻シ可致候事」

も受身な防衛的側面が強い。

さらに同年十二月には「百五拾石廻船他七艘」を「今般於紺屋町御役所御請之上同浜ニ而直積者勿論外海乘廻船所持不相成候段被仰渡」ており、清水湊持船にするとの決定がなされている。⁽¹⁵⁾また同年と推定される史料では、「万規定相背候者於有之者御番所様江御訴之上株式取上ヶ仲間相除き可申……」との規定書が作られている。⁽¹⁶⁾株仲間は解散となつたわけではなく元諸問屋といった形態で保持されていることがわかる。このような事実は幕府の法令が必ずしも全国的に徹底していたわけではなく、地域によつては充分に守られていなかつたことをしめす。しかるに問屋解散の法令が特權外商人の動きを活発化させ、特權問屋との抗争は激しくなつていった。嘉永三年の口上書によれば、⁽¹⁷⁾富士郡駿島村船主八郎次が小廻船を三保村徳左衛門に売払つたことにたいし詫書をとられている。この時、

(1) 船行司へ無届で滞船したとして船頭、水主が駿府町奉行所へ呼出され、

(2) 三保村は廻船を所持できない場所であるから、船は清水湊の播磨屋市兵衛（元問屋）が預かる。
とされ、その申立てが認められずに詫書をとられたのであ

つた。清水湊からは六月に寺社奉行への出訴がおこなわれ、この廻船は取毀しとなつた旨報告書が出されている。⁽¹⁸⁾

同年三月にも遠州榛原郡波津村の船頭が三保村へ商人荷物を直水揚し、九月廿六日に内済している。⁽¹⁹⁾

このように公式には流通路の開拓は認められなかつたが、この裏面には多数の網の目をくぐつた商品の流通があつたことと思われる。

ついで天保の改革による清水町と周辺農村との関係をとりあげる。これは巴川の水路直行普請にかかわる問題である。このばあい清水町といつても、清水湊の年寄、船行司などと同様に各町の町頭は特權問屋が兼ねているばあいが多かつた。そこで清水町の意向といつてもこれら諸問屋の意向を代表したものと考えてもよいと思われる。

この巴川普請計画は水野越前守の発意によるといわれているが、清水町がこの計画に積極的であったことは、天保十三年一月に見分役人にたいして清水町役人が願書をだしていることからもうかがえる。⁽²⁰⁾これによれば駿府への船揚場のある上ヶ土新田から入江町までの水路を直行させようとするもので、この改革の際なされた他地域の土木事業と

も関連するものがあろう。すなわち直行普請をおこなえば、

(1)

船往還に便利となり、駿府との交通がよくなる。

(2) 船往還に便利となり、駿府との交通がよくなる。

(3)

田地新開が可能となる。これは川口向嶋の附州とも

(4)

関係があり、浚砂にて新開場埋立が可能となる。

湊周辺の水害の防止となる。

という内容のものであった。

これにたいし巴川周辺の村々では反対の動きがみられた。天保十五年（一八四四）八月に楠木村ほか五カ村から出された規定書のうちにそれを読みとることができる。

「規定書連印一札之事

今般巴川通届曲直御普請被 仰出御請書可差出段紺屋町從

御役所嚴重被仰付候処難渋村々歎願奉申上候義一同ニ

付何村江當御呼出御座候共又者江戸表出府ニ相成候共規定書連印仕候村々ニおるて者令仮入用等何程相掛候共左之割合を以申談候通……

として楠木村一九三石、長崎村二五〇石、北脇村一六一石、能島村一四二石、大内村五四石、鳥坂村三五〇石の高割合によつて出金するといふものである。この高は工事の

地域によつて村高どおりではなしに決められたようである。その後堀割の工事が進められたが、完成しないうちに中止となつた様である。この間に駿府紺屋町代官所（池田岩之丞）より貸附けた金額は、全額五万兩余のうち「巴川

洲浚手当調達御貸附元金千四百九拾八両弐分永弐百弐拾八文 巴川才覚金御貸附元金千九百五拾六両三分永百七拾九文」であった。合計四千両余りであり一割に満たない。これ以外の費用は各村々で負担したものであろう。

嘉永一年（一八四八）四月の申上書によれば、この工事を要した「堀割仕埋方入用并潰地御年貢共取調」べるよう、紺屋町代官寺西直次郎より命ぜられたので、入用金の三分の二程下渡してもらいたい旨長崎村（両給名主）より要望している。

さらに同年八月には、潰地年貢の分も下渡してもらいたいと長崎村をはじめ吉川新田村（本郷丹後守知行所）、堀込村（岡部大学頭知行所）、能島村から地頭所役人に申出している。

この工事に費した入用、労働力、潰地などによつて周辺村落が影響をうけたことと、さきの長崎村の安政六年の普請一件とが関連していく。

右のごとく天保改革の直接的影響として、この地域においては一方では特権問屋に対抗する商人の頭在化と特権を維持しようとする側との問題として、他方では地域開発をめぐって、清水町（幕府の意向もふくむ）と巴川周辺村落と両面であって、周辺農村の構造変化にともなって地域の流通機構もまた変化を生じており、これにたいし自己のもつ流通機構の拠点としての位置を維持存続せしめようとする清水の特権的問屋が最後の抵抗を試みたと評価できよう。これ以降は問屋の面からみれば、一面では特権を維持存続せしめようと努力しながらも、副次的矛盾ではあつたとしても幕府の政策によつて浦触等による法令的規制をとる方向は断念せざるを得なかつた。しかし問屋に受動的態度をとらざるを得ないようになつたのは、基本的には旧來の商業機構を変質せしむるほどの新商業機構が不充分ではあれ地域内に存在していたからに他ならない。これをもつて「地
域市場」の形成と考える。旧來の特権商人もこれに眼を向
け、これに依存しなければ存続し得ないのである。そのば
いの中心的存在は第三章においてみたごとく、幕藩封建
社会の一定程度の解体をもたらした地主層であった。彼等は

村落内部では地主・高利貸として小前農民を自己の支配下におさめ、他面商人的側面をもつて自己の伸長をはかり、領主支配の末端として村役人としての地位を保持していく。しかしこの段階において彼等は自己の地位向上を領主階級によつて保障されながらも、それはあくまでも自らの経済的利益が貫ぬかれる限りにおいてであり、その限りにおいて年貢取立てに協力していたのであつた。村落内部においてはこの様な領主の手先的存在にたいする農民の恒常的な反抗が、物価の高騰などの契機によつて生じていたからなおさらの事である。したがつて表面的には旗本領における領主権は強固になつたようにみえても、それを保障していたのは右のごとき状況下にあつた地主層であつた。⁽²⁶⁾しかも実質においては特権流通機構に対立し、国内市場の基盤となる地域的市場を作りあげてしまつた。

第二節 領主制解体過程における地域的特質

前章において旗本知行所の解体要因として、流通関係の変質をとりあげ、ついで村落内部における村役人にたいする小前層の反抗をみた。このとき、地域内の米需要の存在を予想しつつ、在方商人の存在をもみたのであつた。

本節では、前節の天保改革期の地域内部の動向をうけ、右にのべた状況の深化をみてみたい。山原村における吉川氏の上昇転化と領主層との関係についてはすでにみたが、以下天保以降調達金が円滑にいかない状態をも生じていたことをみてみたい。

以下の書簡は、駿府の在役から出されたものにたいする返書であった。⁽²⁾この内容は四点についてであり、(1)用捨米の件 (2)膳米、糯米品質悪化の件 (3)為替の件 (4)毒菴木冥加の件であったが、ここでは(3)の点について取上げる。

これによれば駿府での為替が円滑にまわらない事実がのべられている。

「一十月分御定用金五拾両只間屋義八方々石町式丁目

丸屋彦兵衛方江為替ニ付 則請取罷越候處彼是申候而
不相渡候間段々懸合漸十月廿八日ニ相成金三拾両相
渡残金之儀断ニ候得共度々及懸合候……」

とあり駿府からの金子の送付が一部分は届いていないのである。さらに、

「一十一月分御定用其外別金之内只間屋儀八方々山本屋
方江為替金百両之処是迄山本屋に限り候而者聊無差
支早速相渡候筈故此度も相違無之事与相心得種々御

遣ひ道有之候間差急清水ニ差遣候処是迄ハ大相違ニ而何□相渡兼候趣ニ而平断ニ候得者左候而者御差支ニも相成候間段々折入相頼候處承知ニハ半金五拾両也相渡跡金五拾両者為替引当ニ可相成品無之候間相渡兼候趣一体跡金引当之品ハ来年四月ならで者余不申趣ニ御座候其上ニ無之候者相渡兼候趣扱々困入候ニ付為替手形江半金請取裏書いたし相渡先方より書付差出候間相廻申候」

として調達が円滑にいかない事情がわかる。この山本屋は駿府商人であつて、払米にも大きく関係していた。駿府では「山本屋ニ限り」これまで右のことき事態は生じえなかつたのが引当の物資がなければ渡らないようになつた。「為替之儀是迄ニも兎角彼是引違連々相渡不申困入候」(同上書簡)といふ状態が悪化している。ここにも既成の商業ルートが破壊されているのを読みとることができよう。

これによつて吉川氏のばあいには駿府商人から次第に清水湊の新興商人(特權問屋へ上昇したものも含む)への比重をうつしていく。また旧来の問屋にたいしても資金を供給することによつて利潤を追及しようとするのである。このことは一方では地域的需要に応えての在方への米の販売が

存在し、他方価格高騰によつて地域外へ米を移出することの有利さの認識から主体的にその移出を推進するという方向とが同時に進行しているわけである。

これは開港にともなう条件の変化をも考慮に入れないと理解されない側面があらう。安政四年（一八五七）以後、長崎村のばあいをみても米相場は一〇両あたり一五俵をわり、以下連年の騰貴をしめしている（第32表）。幕領のばあいをみると、安政六年（一八五九）には、それまで駿府詰米とあつたもののうち、江尻出作村では米二斗五升、糀五斗を江戸御廻糀として送らせている。⁽²⁸⁾ 翌安政七年には、米三石二斗五升、糀六石五斗を、文久一年にも同量を廻送させている。このことは、万延一年（一八六〇）に五品江戸廻送令がだされた事情と関連しているであらう。開国にともなう諸物価上昇をこの法令によつて規制し、強制的に江戸へ送らせつゝ、同時に幕領の米を江戸へ廻送して価格を低くおさえようと意図したのであるまいか。さらに文久二年（一八六二）には「御上洛ニ付臨時置米」として三八石七六二合、翌三年にも五石七一四合がわりられてられているが、この三年のばあいは二〇石七九九合が江戸へ廻米となつて、⁽²⁹⁾ 江尻出作村において廻米と併行して「石代納」がな

されるのもこの時期である。慶応二年（一八六六）には、納合米四三石余のうち、一四石余が「石代」であり、二八石余が廻米であつた。

右のごとき事情を反映して、吉川東一郎と清水問屋との関係は理解されるのであるが、問屋松本屋平右衛門については前章第二節二で述べたごとくである。慶応三年（一八六七）三月には篠嶋屋忠次郎といふ商人が、吉川から藏米五〇〇俵を二三四四七両で買請けている。⁽³⁰⁾ この時には、支払は六月として一〇両につき二俵一分三厘の相場であつた。第32表の例からみても非常な高値で買いたつたのであり、投機的な売買であったことがわかる。この篠嶋屋は清水問屋篠嶋屋忠右衛門の分家であり、江尻本郷町の商人望月氏と結びついて地域流通のなかで伸長したのであつた。特權問屋としての系譜も浅く、文政から天保初年に株を買いつたものとみられる。⁽³¹⁾

関連する事実としては、清水本町問屋吉野屋喜左衛門が東一郎宛に証文をだしている。⁽³²⁾ これは十一月三十日限で返済予定の米代金を翌四年二月末日に日延して欲しいとして、四五〇両の借用証文をだしたものである。

右のごとく開港にともなう一部商人の活動の活発化は、

駿府のばあいにも同様であった。例えば北村彦次郎は旗本等の「御用達」商人であつたがこの時期に横浜へ進出し茶貿易に手を染めている。⁽³⁴⁾ この北村らの資本は、米の流通によつて得た利潤であるうと思われる。慶応四年（一八六八）十二月の「覚」によれば彦次郎は瀬名村名主ほか九ヶ村役人（大久保知行所）にたいし、一二〇〇両の受取をだしている。これは大久保四郎左衛門勝手賄金立替の返済分であった。この返済は収納米でおこなわれていた。同年一月の「覚」では宮中役所（駿府陣屋）より右一〇ヶ村役人にたいし米一七〇〇俵を十一月晦日限北村彦次郎に附送するよう命じている。収納米一七〇〇俵の内瀬名村は六〇〇俵、瀬名川村、押切原村、益津郡方之上村、坂本村、中里村の五ヶ村は各二〇〇俵、中村七〇俵、馬場村、花沢村各三〇俵、小浜村は二〇俵であった。⁽³⁵⁾

商業利潤の拡大によつて、かえつて資本の投機性がつよまり、下田横浜に地理的にも近いことから駿府・清水の商人が進出の機会を与えられた。吉川氏との関連において、清水湊上武丁目に吉川屋源太郎という商人が存在していることも注目される。⁽³⁶⁾ 慶応四年四月の証文によれば、吉川屋は荷物買入代として、三〇〇両を吉川氏から借り入れてい

る。しかも急場金として無期限で借りているのである。さらに五月廿三日には六五〇両、八月九日には九四両、同月廿七日には一〇〇〇両を借りており、廿七日の証文には「勢州行茶荷物買入代」とある。吉川氏の資本が、商人資本として投下されていることの例である。

以上の事実は、商業との結びつきを深めた村落支配層が、その限りにおいて領主制を利用する、という側面にかわってきていることをしめす。村役人としては調達金が不渡りになるような状況が存在しても、商業資本としては積極的投資をおこなうのである。前期的資本は本来寄生的性格をもつてているのではあるが、幕末期の流通機構の変質において、一層大きな利益をあげる可能性が生ずればそこに依存しようとするとともにまた資本のもつ当然の性格であろう。しかしこのような利潤追及にむかう方向性を彼等みずから持つていたわけではなく、それを可能とさせるような地域内の市場形成があつたればこそであろう。

したがつて右のごとき前期的資本の内部には、初発的に地域内の農民達から收奪された地主資本の存在に大きく依存しているし、又新興商人の資本も一部ふくまれていたはずである。⁽³⁷⁾

終章 総括（明治期への展望にかえて）

第一章において領主的商品流通の地域的拠点としての「確定」を清水湊について一七世紀末と考えた。そしてその変質の起點を一九世紀初頭においた。さらに湊を媒介として成立している地域として周辺村落を考えた。この地域とは何らかの経済的、政治的機能を共通にもつ地域という意味である。そして代表的な村落の年貢の変化をつうじて、幕藩領主支配の年貢搾取の安定を天領については一八世紀の初頭におき、旗本知行所については、若干のズレをみせながらも基本的には同様の傾向にむかうものとして理解した。

第二章においては村落の変質過程を旗本知行所の村において一八世紀中期以降に進行する土地集積と農民層の分化を中心をおいて理解した。このばあい質地地主の展開を二段階にわけて指摘し、その展開が一定の終結をみた時期を一八世紀後半～一九世紀初頭においた。この時期はまだ村落共同体の分解が生ずる時期でもあり、領主は新興の地主へ依存することによって支配の安定を目指すが、同時に農

民の反抗も強まり、下層農民の突き上げによる村方「騒動」が生ずる。天保期以降は恒常的ともいえる支配層への反抗が存在し、しかも地主支配にたいする小作農民の闘争という側面に注目した。

第三章においては、右の状況の深化のなかで旗本知行地においての年貢米の商品化が、地域内の市場構造の変質の問題、すなわち「地城市場」の形成の問題といかなる関連があるかをみ、領主支配の解体の要因としての市場問題を検討した。

右の解体要因の全面的展開をみたのが第四章の天保改革以降の歴史過程である。米を中心とする地域需要の形成と、幕政との関連による特権的流通機構の最終的変質は、旧来の特権商人の対応、交代をせまり、「地城市場」において形成された資本にもとづく国内市場への参加を余儀なくさせた。これは開港後、とくに顕著な現象としてあらわれた。

ここで地主米の流通について付言しておくと、地主米が領主蔵米（この地域では納屋米という呼称をいまだみないのであるが、旗本の私米でも蔵米と呼ぶ例が多かつたのではないだろ

か)と同様の経路で流通していたであろうことは容易に想像できる。しかも駿府ないしは在方での払米も存在しているばかり、地主徳米も知行所の「蔵米」に混入されて流通する可能性もある。⁽¹⁾この点の実証は他日を期することとする。

本章では明治期の状況を全面的に展望することができないにしても、地域形成が以下どのような経過を辿ったかをみてみたい。

開港より明治初年にかけての村落の状態を把握するための史料は比較的乏しいのであるが、庵原郡柏尾村のばあいをとりあげてみた。第37表は幕末より明治初年の階層構成表である。⁽²⁾この村は旗本長崎氏の支配であり、高は二八〇石余であつた。⁽³⁾地理的には先にみた山原村と類似しており、山麓地域にあった。安政五年(一八五八)に、高六五・六六〇二石を所持している高田七左衛門は酒造業を営んでおり、元治一年には六五・六二一二石、明治四年には六一石余、翌五年には約五九石と若干の石高減少をみせている。全体的にみてこの一五年間の構成変化は停滞的であつて、上層中層農民の持高も若干の減少の方向がみられるのみで

ある。明治五年の戸籍には、職業として高田氏の造酒業のほか、○一石未満層に木挽一人、無高に表具工一人をみると、のみで他は農業となつていてる。

しかし雇傭労働の存在は、安政五年の宗門帳に下男下女一二名が記載されている。この村の「取締」とされている

前記高田氏には、下男三人、下女二人の計五人が奉公していた。このうち下男は周辺石川村より一人、益津郡田尻村から一人、村内一人であり、下女は西方村から一人、蜂ヶ谷村から一人であった。これらの奉公人は酒造労働に従事していたのである。三八石余を所持していた組頭嘉兵衛は下男一人(村内)、下女一人(押切原村)の奉公人をもち、持高二八石弱の与左衛門は下男一人(村内)、持高一四石余の伊三郎は下男一人(瀬名川村)、下女一人(長尾村)、持高七石余の百姓代仲右衛門は下男一人(吉川村)、下女一人(長尾村)である。

奉公人を放出しているのは、所持高四石余の和吉が二人、(村内七左衛門へ一人、浅畑村へ一人)、持高六斗六升五合の丈作が一人(村内与左衛門へ)であり、他の一人の放出先是不明である。⁽⁴⁾

傭人側からみると上位三人が一二人中八人と三分の二の

奉公人を傭つてゐるが、残り四人は五～五石未満層に傭われてゐる。農業經營かどうかは明らかではないが、補充労働力として理解できよう。奉公人の需給範囲としては柏尾村を中心とした周辺旗本知行所がほとんどであつて、幕領の村々はこのばあい含まれていなかつたことが注目される。

つぎに明治初年の階層分化の状況を地域的にみてみよう（第38表参照）。この一二ヶ村はすべて庵原郡に属し、(1)から順に北部へいたる配列にした。(1)～(3)は平地部、(4)～(6)は平地でも山麓の村である。とくに(5)と(6)とは北方伊佐布村と杉山村を経て、北部山間の(9)～(12)の村々（西河内と総称）へ通じる交通の起点となつてゐる。

全体をみると持高一〇〇石以上の地主が西方村に三名と集中してゐる。これは全戸数の〇・四%にすぎない。ついで五〇～一〇〇石未満の層も四名（〇・六%）で両者をあわせ全体の一%である。これらは村内の土地のみならず村外地主としての性格をもつものと思われるがこの史料ではわからぬ。上層農民中層農民あわせても七・二%と一割に満たず持高一〇石以下の農民が九割以上を占めていることがわかる。しかし、(7)～(12)のごとき山間村の村々はそも

そも集積する田畠が絶対的不存在しないのであるから、いちがいに下層農民とは言えぬばあいもあるう。

西方村の三名は他村に比して圧倒的に上位であるが、最高は乾喜代八の一二五・六九三八石である。ついで西ヶ谷喜之右衛門が一四八・〇二三二石、山梨平四郎一〇七・四五五六石である。このうち乾氏は本来の居所は伊佐布村であつて紙の仕合問屋として山間の農民に紙漉をつうじての前貸的支配をおこなつてゐた。幕末期に西方村に移動したが、いわば村外地主である。

(6)の原村をみると、第二章でみた柴田権左衛門は既に没落し、組頭の源七が二〇石弱、名主雄三郎が一三石余の二名をのぞき、すべて一〇石以下である。とくに西方村、伊佐布村とともに無高層の存在をみる所に特色がある。しかも一石未満層が西方村では一五八名（八〇・六%）、原村では五五名（八二・一%）となつており、山間地帯とは異なつた両極への分解の様相を呈してゐる。これらの人別帳が比較的同一の規準によつたものと仮定すれば、これら(5)～(7)の村々は無高層を存在せしむるに足る要因が存在しなければならない。以下原村の例をみてみよう。

(1)のごとくに分類できる。⁽⁶⁾これは明治四年と対照したもので共通しているもののみを分類した。増加分はのちに検討する。これによれば(A)自分の住居地を高請しているもの(四八名)、(B)借地しているもの(一三名)、(C)借地・借宅のもの(六名)に分類され、このうち(A)、(B)は一括されて(C)と区別されている。農業でない職業をもつたものとして記載されているのは(A)二名、(B)六名、(C)五名の計一三名(一九・四%)であった。他は農業であるが、無高で住居地を高請していないものが七名、借地借屋のものが一名(所持高〇・二六三三石)おり、完全な小作農民として農村に滞留している層であろう。

つぎに職業の具体的な内容であるが、第39表の(2)にしめした。ただし(A)①は職業ではなく三石以上のこの村での上層の農民の氏名、石高、村役人としての地位を掲げたものである。(A)では喜作の材木渡世が山麓の村として木材業の存在をしめしている。大工、指物、塗物、石工などは技術をともなう職人であるが、他は零細な小売商人と日雇である。しかし(B)の三名の日雇は皆女性であり、下層農民の没落した層であろう。しかるに翌明治五年になると更に三名の日雇が増加しており、しかも皆男子労働力であり、村内の日雇が増加しており、

にこのような日雇層の需要の存在が知れる。この二年間を通じてみても農村内部の小商人の増加、日雇の増加を見るが、これらの事実は、農村における商品作物の経営による雇傭労働力といったものではないであろう。むしろ西河内地区との交通に關係するものか、山林の労働力かとも思われるが推測にとどまる。

また村内に地主という程のものの存在をみない事から村外地主による侵蝕が予想されるが、第三章第三節にみた天保一〇年(一八三九)の小作「騒動」もこの状況を反映しているよう。また村高一一八・三九石のうち六六・一二二石(約三〇%)のみが村内農民の所持高であり、残七〇%は村外の所持となっていることも右の証左となる。⁽⁷⁾

つぎに山間部の例として、慶応四年伊佐布村の職業をみてみよう。庵原川の上流にあり旗本石川又四郎の知行地であるこの村は、石高一一・三〇九三石であった。林場入会として周辺一五カ村が山年貢を納めている。「御年貢皆金納」の村であり、「郷蔵之義者金納ニ付無御座候」として、旗本知行地における早期よりの年貢金納化を予想させる。この村の家数は、明治四年には七一軒であり、村役人

六名をふくめ本百姓六二軒、水呑百姓九軒であつた。⁽⁹⁾ 村鑑帳には木挽職人二、酒造一、田地開発職人一、紙仕入商一、炭仕入商一、紙小売商一、炭焼職人一、紙漉商六、酢醤油業⁽¹⁰⁾ 菓子小売店四となつており、全部で一八軒(約四分の一)が「農間商売」として書上げられている。この村では全体として低位の石高所持ではあるが、炭、紙といった山間部の商品生産にともなう職業の分化をみ、また西河内への道筋にあたるところから小売商の存在もみられる。このようないくつかの村では、商人が土地集積をしようとすれば、必然的に村外の平地部に進出せざるを得ず、湊・宿場の町人のばあいと同様当初より村外地主として寄生的側面を強くもつと思われる。西方村へ進出した乾氏などはその好例であろう。

以上にみた農村の階層構成と第四章にみた湊・宿場の職業構成を考えあわせてみると必要がある。最も印象的な事実は、農村内部における零細土地所有者の滞留現象である。旗本知行地におけるこの様な大量の農民滞留の事実は、たんに領主の規制にもとづくものとは思われない。

湊・宿場といった町方の存在が近辺にあっても、そこでこれららの農民下層部分を吸収するほどの労働力を必要としな

い側面があつたのではないか。そして、領主規制よりもむしろ地主規制ともいえる零細小作農民への地主支配が貫徹せざるをえない状況を生ぜしめていたと理解される。したがつて、ないものねだりともいえるが、地主によつて蓄積された資本が産業投資へむかうような工業の存在していないこの地域にあつては、資本は商業へ投資されるか、再び農村内部へ還流して地主小作關係を再生産せざるをえないのである。開港以降の地域外への商人の進出が、地域内地主の前期的資本投資としての要素が強いことはすでにみたが、つぎに明治初年の状況をみてみたい。

静岡藩では明治二年(一八六九)一月十六日に商法会所が設立された。⁽¹¹⁾ ここには旧来の特權的商人にとどまらず、駿府周辺の資本を積極的に吸いあげようとする藩の意図がみられる。二月になると「商法会所手附」として鈴木屋平六、菊屋弥次右衛門、米屋佐吉、荷居屋清助が命ぜられたが、湊の問屋はこのうち鈴木屋平六だけであった。さらに四月には組合商法による周辺商人をも含めた商業組織が作りあげられた。例えば江尻の商人望月治作、綿屋甚五兵衛(辻村)、西久保村の柴田屋直三郎、庵原村の西ヶ谷喜之右

衛門、清水の問屋篠島屋忠助は團組を結成して商業活動を行おうとした。⁽¹²⁾

商法会所についての残存している史料は少なく、しかも数ヵ月後には常平倉に改組されてしまった。ここでは吉川氏との関係をしめす史料の指摘にとどめておく。⁽¹³⁾

元治頃から湊の問屋との結びつきを深めた吉川氏のばあいには、資本の出資者としての高利貸的側面が強い。明治一年十月廿二日の証文では問屋松本平右衛門は吉川東一郎から商事入用として、五〇〇両を借りている。期限は一ヶ月余りの短期であり、翌二年にも二ヶ月程の期限で一〇〇〇両を借りている。このような主体性のない商業行為が、問屋の脆弱な一面をあらわしている。先述した江尻および周辺商人に比してその活動に依存性が強い所以である。前章でみた篠島屋忠次郎のその後の状況が典型的であろう。明治二年八月に忠次郎から吉川東一郎にだした証文によれば、この時に借金が一六四七両残っていた(一一四七両のうち返済は五〇〇両のみであった)。そしてこれを引負ったまま、商事手違い退身となり商売閉店となつている。この原因は前章にみた慶応三年の蔵米買付(五〇〇俵、二三四七両)によるものであろうと推測される。

右の処理として残金のうち六四七両は翌年より九ヵ年間は六五両宛年々返済し、一〇年目は六二両の計一〇年賦で返却するとしている。さらに残一〇〇〇両は、その後年二〇〇両宛返却したいというものであった。ここで質物として(1)家宅一軒、(2)「当湊問屋株」の一いつがあげられている。しかも家宅も質物になる程のものではないとしており、かつ明治二年～三年の二年間は商法会所に質入してあるので、これを請出した後質物にするというのであった。(2)の問屋株についても、この証文の証人として組合播磨屋卯七、播磨屋与三郎、松本平八らが名をつらねているが、特権そのものの存続という面をもちながらも、すでに有名無実化していたであろうと推測される。むしろ、大久保一翁、渋沢栄一らの施策による商法会所、常平倉の設置の重きが、これらの問屋よりも実力ある商人を把握せんとしており、この事も特権的な性格を破壊する結果を生みだしたであろう。⁽¹⁴⁾

翌三年には松本平八が、一月に五〇〇両、三月に五〇〇両を借り、また十月には播磨屋与平が吉川屋源太郎を証人として三〇〇両を借り入れている。この際の質物は舶来油四〇樽の預り書であった。⁽¹⁵⁾

常平倉との関連をみることができるのは、明治四年瀬名村の名主等が吉川氏にだした証文である。これによれば常平倉は村落への貸付もおこなつており、この村方拝借金五〇〇両の返済に差支えているので、一年期限で五〇〇両を東一郎から借りたのであつた。ここには旧態依然とした村落への金融支配の存在をみてとることができる。

以上断片的ではあるが、地域農民の存在形態と前期的資本の状況を明治初年の時期に限つてみたのであるが、このような事情は、この地域にかぎらず一般的な現象ではなかつたのではないか。形成されつゝあつた地域的な資本は、それが農村に滞留する小作農民よりの収奪にもとづく地主資本が主体であつた限りにおいて、自らが産業資本として成長していく可能性をもちえず、上からの資本主義創出によつて、間接的に日本の「近代化」を支えざるをえない。明治十年代後半の地主制再編成は、この地域においても商業資本への転化すら直接にはなしえない地主の成立を生みだすとともに、証人の地主化という状況をも一般化すると思われる。

明治十四年（一八八一）十月清水銀行が創立され東一郎の孫にあたる吉川東平は、取締役として他の地主とともに

参与している⁽¹⁶⁾。また東平の父宜英は明治二十一年（一八八八）に県議員となり、その後庵原郡長もつとめた。このような地主銀行の設立、地主の政治への参加も、所詮日本の産業発展の下請け的方向であつて、工業化の上からの進展に対応した、本源的蓄積過程の同時的進行を意味するものにすぎない。

この状態を村落においてみると、報徳社設立の進行がそれをしめしている。明治九年（一八七六）に杉山報徳社が片平信明によつて設立されたが以後この刺激をうけて各地に設立され、明治十一年（一八七八）には報徳教会常堅社と称する統一組織が結成された⁽¹⁷⁾。中心メンバーは、さきの片平（杉山）、柴田順作（原）、高田宣和（柏尾）、牧田勇三（尾羽）、西ヶ谷可吉（西方）らの地主であつた。これは以上にみてきた地域に滞留せる小作人層をいかに鎮撫するかといふ地主のイデオロギーにもとづく村落「復興」運動であつたといえよう。明治政府の基盤としての地主制はこのようにして再編成されたのであつた。

湊という特殊条件下にあり、しかも入組支配のもとで一定の解体をみせたこの地域は、いわば中間地帯としての特質をもつていた。しかしながら特定商品経済にもとづくブ

ルジョア的農民分解は基本的には未だこの地域に展開せず、また大規模な質地地主を生みだす方向も存在しえなかつたと結論づけられよう。

あとがき

この論文は私が東京教育大学大学院に在学中、修士論文として完成させたものである（昭和四十一年度）。修士課程修了後、私は江戸の都市研究を行うようになったため、この成果を世に出すことのないまま現在に至った。昭和三十年から私は大学院に在学しながら、静岡県清水市の市史編さん委員会の嘱託として従事していたが、その間の史料調査などの業務の間に、これを作成したのである。

この時期は、日本史学においても社会経済史が華やかな展開をみせていた時であり、この論文にも当時の学会の動向が反映している。しかし、現在からみれば、理論的整理などの面で不十分であり、さらに現在の研究水準からみれば、発表することが適當かどうかと思われる部分も少なくない。その後、『清水市史』も資料編とともに新しい本編を刊行されているが、必らずしも私の研究成果が反映した

ものではないので、とくにその実証的側面において、これを発表しておくことも意義があるのでないかと考えた次第である。また、本論文の意図した点として、個々の村落構造の分析ではなく、一定の地域を総体として捉えようとする地域史の視点が十分ではないにしても意図されていることを指摘しておきたい。ただし、この論文では文化などをふくむ地域社会全体の歴史を再構成しようとする点で限界があったことは確かであろう。ともあれ、私にとっては学生時代の記念すべき研究成果であることに変わりはない。この成果を発表する機会を与えて頂いた『成城大学芸術部創立三十五周年記念論文集』および『成城文芸』編集委員の皆様に謝意を表したい。

（完）

第三章註

（1）ただし天保年間の「ハリ紙」によつたのでいつから親類であったか明確でない。

（2）鳥坂村は一万石の大名である松平氏の所領である。第17表でみた安永七年の所持地構成のうち三町以上の所持者が入作として一名存在するが、これが鳥坂村の久左衛門の持地であった。

(3) 望月氏所蔵史料。弘化三年と推定される「覚」による。

(4) 長崎村のばあいも、山原村のばあいも、小作料は年貢米と一緒くに村役人（名主）へ収めたようである。年貢差引目録などによつて、地主の年貢米が小作米によつてはかられてゐるのはその一例をしめす。この年貢納入形態について

は丹羽邦男氏は「小作米納入方式の差異から、領主制下における地主・小作関係の存在形態の違いを把握することじたいに大きな制約がある」（同氏『形成期の明治地主制』五七頁）とされている。確かに納入方式だけでは地主制の差異は出てこないと思う。しかしこの地域での小作料收取のあり方から、上述のごとき小作人の地主＝村役人にたいする認識が生ずることは当然考えられよう。

(5) 丹羽氏前掲書 六〇頁参照。

(6) 年貢米については皆省略に、所持高は明治初年「高反別小前書上帳」によつた。この帳面の正確な年次は不詳。

(7) 望月氏所蔵史料 慶応三年「日記万控覚」による。以下同じ。

(8) この例は慶応期であるから、株仲間解散の問題も含めて検討せねばならぬが、ここでは地域需要の存在の指摘にとどめ次章において全面的に扱いたい。

(9) 吉川氏所蔵史料 文政五年閏一月九日 借金証文による。

(10) 吉川氏所蔵史料 安政五年十一月 「御藏米附払帳」による。

(11) 『清水市史』中巻、四七、四八頁参考。

(12) 前掲書五六、五七頁参照。

(13) 前掲書五七頁。この時代官となつたのは、九代目の吉川東一郎（文政一年の生れ）であった。吉川氏は先祖は武士であつたと言ひ伝えられているが事実かどうか不明である。

山原村に定住したのはそう古くからではなく、初代勘右衛門が死去したのは宝永六年（一七〇九）であるから、元禄前後のことと推定される。それ以前には、下野村に居住していたとも伝えられている。東一郎は七代目の勘右衛門（天保三年六月死去）のあと、「勘右衛門居跡」とある八代目由五郎が天保九年六月に死去し、そのあとをついだものである（吉川氏所蔵の先祖書による）。

(14) 吉川氏所蔵史料 年未詳の書簡による。年未詳ではあるが卯十月十三日付であり、前代未聞の天災とは、安政二年十月十一日の地震であると判断してここに用いた。

(15) 『清水市史』中巻、三三二頁参考。ここに万延二年（一八六一）の史料があげられているが原史料にあたれなかつたので左に引用しておく。これは知行所一三ヶ村の農民が東郎の罷免を要求した際の訴状であるとされている。

「……例年通昨年十月七日御米御札被成候一番札金拾両

二付拾老俵六分 一番札拾俵七分 三番札九俵七分右
之直段ニ御座候 尤代金拾両ニ付 二分五厘之別金御取
被成候而落札の方へハ米少々つ相渡外ニ金拾両ニ付
米八俵三分之直段ニ而 六月延金ニ完払 御上様江ハ自
分之有金ニ而御上納被成候由承リ及候左候得者金五六
百両之徳ニモ相成候 此儀ハ乍恐御上様之御目掠候義
と奉存候……」

とある。ここで払米の際の刎金の存在と、延売買の存在が
知られるが、当時の米相場との関連で以下検討してみたい。

(16) この年清水の問屋松本屋右衛門は吉川氏より六五〇両
を「商事要用」として借りている。翌年には江戸為替前金
として一〇〇両、「商事要用金」として三〇〇両など大幅
な借金をしている。

(17) 『清水市史』中巻、三二一頁。以下これによる。
『清水市史』中巻においては、この史料から東一郎は「百
姓一揆の指導者」であったと評価しているが疑問である。

この史料ではその後陣屋在役となつた東一郎に対し、支配
一三ヵ村の農民が罷免を要求している。この農民の訴状に
よれば、たしかに「敷訴」を扇動した側面はあつたにし
ろ、あくまでも村落支配層としての立場からのことであ
り、前節でみたごとく山原村の庄屋は「代官」といわれた
程であった。しかも天保二年には小前の攻撃をうけ、天保
上致方御外聞ニ茂相障リ不埒至極ニ候 依之御紀之上嚴

十五年には源右衛門が攻撃されている。以上を考慮すれば
東一郎は「一揆の指導者」ではなく、慢性化しているとも
いえる農民の村落支配層にたいする反抗のエネルギーを利
用し、その矛盾をそらすことによって、領主と農民との中
間的立場に立つてゐるよう見せかけてこれを鎮め、この
ことによつて陣屋在役としての地位を確保したものと理解
される。

(19) 『清水市史』中巻、六頁参照。以下これによる。なお青
木虹二氏『百姓一揆の年次的研究』にもあげられている
(三二二頁)。

(20) 清水市長崎 望月氏所蔵史料 安政六年三月「差上申内
濟詫一札之事」以下これによる。

(21) この巴川土手普請の件は、天保の改革における巴川流路
直行の問題とも関係しているようである。この点について
は次章で取上げる。

(22) この代表例として組頭のばあいを左にあげておく。
「 申 渡

連印一同之者共江
其方共一同名主望月定右衛門江懸リ訴出候一件此度致
願下候得共昨年右差縫中大勢致一列連判農業を差止酒
喰ニ長シ致混雜候趣相聞候第一不恐

敷御咎可被 仰付之處厚以 御憐愍此度者不被及 御

沙汰候以來右様之儀於有之者急度御咎可被 仰付條此

段申渡置候事

前書被 仰渡之趣恐入一同承伏奉畏私共者勿論組下之

者迄急度申聞置向後心得違無之様急度相慎可申候為後

証奉御請候處仍而如件

長崎村

百姓組親

直右衛門

「印」

同 作右衛門

「印」

未五月日 同 利助 「印」

利助 「印」

第四章註

(1) 清水市本町 石野氏所藏史料。文久一年「有渡郡清水町
銘細書上」による。

(2) 浅香幸雄氏「東海道江尻宿裏通海岸附寄洲の帰属問題」
『地理』第四卷第三号（昭和十六年七月）三二八頁より引
用。

(3) 『清水市史』中巻、四八頁参照。

(4) 前掲書 四八頁。

(5) 前掲書 五〇頁。

同 三石衛門 「印」

百姓代組親

半兵衛 「印」

小前惣代 藤兵衛 「印」

御地頭所様

御役所

清右衛門も五月廿日の年番からの申渡にたいし請書をだ
している。

(23) 安政七年二月「差上申詫一札之事」以下これによる。

(24) 望月氏所蔵史料 安政七年三月「乍恐書付ヲ以奉歎願
候」による。

同 勸兵衛 「印」

「印」

利右衛門 「印」

前掲書 五〇頁。

同 利右衛門 「印」

前掲書 五〇頁。

(6) 前掲書 三九頁以降参照。

(7) 望月氏所蔵史料 文化十三年（一八一六）願書による。

(8) 山原村においても、天保十一年（一八四〇）「反別仕分

書上帳下書」によれば、「一田之助^{ニ者}山草を刈入^{又者}植付

後二者、干鰯打掛申候

一畠者助^{ニ者}生鰯又者灰肥等相用申

候」（吉川氏所蔵史料）とある。

(9) 『清水市史資料』近世一、二九〇頁以降。天保二年八月

返答書による。

(10) 清水市梅ヶ谷 区有史料 文政十二年三月廿八日「為取替一札之事」による。これは江尻入江町代右衛門、惣助と

清水幸七、府中両宿旅人孫三郎より、江尻西久保、辻村喜兵衛、七左衛門にあてた文書の写である。

(11) 弘化四年五月廿五日 歓願書（『清水市史資料』近世一、

五六四頁）。

(12) 弘化四年六月六日 申上書による（『清水市史資料』近

世一、五四八頁）。

(13) 嘉永二年一月十三日「申渡」による（『清水港沿革誌』

一八九一九〇頁）。

(14) 前掲書 一八六一八七頁。

(15) 前掲書 一八六一八七頁。

(16) 前掲書 一八九頁。

(17) 嘉永三年一月廿八日 口上書（『清水市史資料』近世一、

一八頁）。

(18) 嘉永三年九月廿五日 「乍恐以書付奉願上候」前掲書一

九頁。

(19) 前掲書二一頁。

(20) 『清水市史』中巻、五九六頁。

(21) 『清水市史資料』近世一、一六頁。

(22) 清水湊周辺図参照。図中の点線が計画による流路である。

(23) 天保十五年八月 「規定書連印一札之事」による（望月氏所蔵史料）。

(24) 『日本財政經濟史料』第二巻、二九頁。他には金額の多いものとして安倍川への貸附金投下があった。

(25) 望月氏所蔵史料による。

(26) この点について古島敏雄氏は畿内地方における在郷商人上層部の特権商人への上昇転化を指摘され「幕府の特権商業資本と結合しての生産への干渉の力は、大きな財政破綻を示しつつも、商業高利貸資本と結び得てゐる限り強大だったのではないだらうか」（同氏、永原慶二氏共著『商品生産と寄生地主制——近世畿内農業における——』一頁）とされ「このような封建的な商業特権と闘う人たちが、天保改革を通じて生じた綿と肥料との価格関係を主要原因として経済的に破綻して土地を失っている……」（同

書二七〇頁)とされている。そしてこの場合領主への年貢

部分を超えるような地主作徳分が生じていたとされる。畿内の生産力の高さは、ここにおいて地主の領主権力への結合をひきおこし「領主権力の発動を楯として領主の年貢と共に自己の取分を確保する」(同書同頁)方向へむかうと指摘されている。しかしこの地域の旗本知行所のばあいには、これ程強力な権力はもはや存在しなかつたかにみえる。幕府が存続する限りにおいては、一定の経済外的強制は存在したが、それよりも地主による経済的強制の方が大きであつたろう。それ故に領主制が解体しても、地主制は存続したのである。

(27) 清水市山原 吉川氏所蔵史料 年未詳書簡による。この文書は年未詳であるが、内容から天保改革以後であろうと推定した。この書簡の差出人は、江戸の大久保家中関口直江、富永栄太夫であり、宛先は陣屋在役の松山嘉十郎、吉川東一郎である。東一郎が在役となつたのは天保十二年以前であった(前章第三節参照)。さらに推定すれば東一郎が山原村にて不正を糾弾された、嘉永六年以降とも思われるが、この点決断は下さないでおく(前章第三節参照)。

(28) 清水市所蔵史料 江戸出作皆済目録による。以下この項は各年次同皆済目録による。

(29) 開国と五品江戸廻送令については、津田秀夫氏『封建經

濟政策の展開と市場構造』によつた(四三一一頁)。

(30) 第7表には皆済目録による「納合米」がしめしてあるが、文久二年以後に割付高との間に大きな差が生じているのは以上のことからである。例えば文久二年には、納合米が○となつてゐるが、皆済目録の記載によつてこのようにした。

(31) 吉川氏所蔵史料による。

(32) 篠島屋が株を買いつた時期は明確でない。しかし文化十年(一八一三)の問屋名前には存在していない(『清水港沿革誌』所収)。そして天保五年(一八三四)の問屋名前には入つてゐるので以上の判断をしたわけである(『清水市史資料』近世一、五六六頁参照)。望月氏の具体的活動については、『清水市史』中巻、一四頁、また篠島屋と望月氏との関係については同書一九(一)二〇頁において若干ふれられている。

(33) 吉川氏所蔵史料による。

(34) 安政六年(一八五九)に横浜に進出した駿府の商人は一四軒であったが、彦次郎も本町四丁目大通りに「奥行廿間口三間」の店を持つてゐる(『清水市史』中巻、七六頁)。『静岡市史編纂資料』第三卷、二五四頁参照)。

(35) 吉川氏所蔵史料による。この地域の大久保知行所収納米は全部で二五〇〇俵~三〇〇〇俵ほどであったから、彦次

郎の受取った量は大きな比率を占めていたことがわかる。

(36) 吉川屋が吉川氏といかなる関係にあつたか明確でないが、以下に見る証文によつて、縁故関係もあるようすに推測される。

(37) 在方商人の紙取引の集約をなしてゐた江尻の望月氏が湊の間屋猿嶋屋と関係をもつてゐたこと（註(32)参照）、また嶺村の名主であり、油屋・地主であつた沢野伊右衛門と問屋播磨屋与平との関係（『清水市史』中巻、一九〇二〇頁、本稿での吉川氏の例など類似した状態をしめしていよう）。

終章註

(1) この点については(1)第一章でみたごとく、寛政五年浜松城主の江戸廻米が清水湊で買いつけられたという事実、(2)

「糯米」の記載があることなどを参考にならう（(2)については鈴木直二氏『江戸における米取引の研究』二八八頁所収『万日記控帳』による）。

さらにこの年貢米流通の流動性については、安永

四年（一七七五）加賀藩の例が指摘されている。すなわち

「国元米安値、大坂米高値の段階では、家中御召米は領主米に吸収され、それが国元米高値、大坂米安値の段階とも

なると、家中御召米は地払いされて納米となり、「米直

段宣所」へ売捌かれいくことである。」（松本四郎氏「商品流通の発展と流通機構の再編成」『日本経済史大系』4九四頁）と年貢米の流動性が諸藩においても存在していたことがわかる。

(2) このうち(1)(2)(4)は清水市柏尾、神戸氏所蔵史料であり、(2)は(1)のハリ紙によつて作成した。(3)は吉川氏所蔵史料による。

(3) 『清水市史』中巻、一四、一二六頁参照。

(4) これらの村々のうち、西方村は秋山安房守、蜂ヶ谷村は井戸新右衛門、田尻村は本多豊前守、押切原村・瀬名村は大久保肥後守、長尾村・浅畠村は松平丹後守、吉川村は本郷丹後守の支配である。このうち松平氏（一万石）を除いて他は旗本である。

(5) すべて各村宗門人別帳による。(5)のみ清水市庵原 小林氏所蔵史料、他は吉川氏所蔵史料である。この史料は『清水市史』中巻、一二三〇頁の表と同史料であるが、集計しなおして使用した。(2)(5)(6)(10)の四カ村は明治四年、他は五年である。

(6) 明治五年 表題欠の冊子による。戸籍下書であろう。

(7) ただし七〇%といつても入作関係も含まれるから正確な比率ではない。絶対量を問題にすれば、隣村の西方村にお

いても村高一二二一石余にたいし、村内農民の所持高合計は八六三石余にとどまり、残二五〇石余は村外農民の所有となつてゐる。

(8) 慶応四年「駿河国庵原郡伊左布村差出村鑑帳」による。

(9) 訂(5)と比較すると、この明治四年「宗門人別帳簿」によると水呑百姓九軒といつても、明治五年では〇～一石未満層五八軒が存在しており、本百姓といえども所持高の少ないものが圧倒的である。

(10) 『清水市史』中巻、一四四頁参照。

(11) 『清水市史資料』近世一、六九三頁「申渡」による。

鈴木屋平六も特権問屋としての経歴は浅く、安政三年（一八五六）に美濃輪町の三保屋長兵衛から三〇両で株を譲りうけた商人であった（同上史料集六五三頁、「問屋株式譲証文」による）。

(12) 『清水市史資料』近世一、六六八頁参照。『清水市史』中巻、一四六～一四七頁。

(13) 常平倉御用達としては、望月治作、山本（綿屋）甚吾などであり、新潟方面へ相当の取引をおこなつたようである（前掲書一四七頁以降参照）。

(14) 諸問屋特権の解体は、機構上は明治十年（一八七七）のようである。この時「荷受問屋」と改称され、口銭を決めたとされる（前掲書二二二頁）。

(15) 以上吉川氏所蔵史料のうち証文によってその傾向をみた。これらの証文は、全体をしめすような残存の仕方はしていないと思われるが、現在の段階では、問屋自体の經營をしめす史料が発掘されていないので概略を知ることしかできない。

(16) 『清水市史』中巻、三七五～三七六頁。

(17) 前掲書、六三一頁。

(18) 前掲書、六五八、六六二頁参照。以下これによる。

第24表 賃地証文の内容

	賃入金額	賃 地 高	反 別	散 田 米	年期	利 米	備 考
(1) 天保9年12月	40	4石428合才	反 故 歩	14俵50合	7年	10兩=付米2俵	年賃諸役定右衛門賄 天保11年 上押5兩
(2) 弘化4. 1	50	9. 452. 10		6. 9. 02		26. 200	
(3) 安政3. 12	30	2. 500.				8. 100	
(4) 安政5. 12	70	7. 600.		7. 6.		23. 300	
(5) 弘化3. 12	100	43. 523. 32	32. 7.	108.	10	(上)借金 賃地証文	鳥坂村 久左衛門→定右衛門 同
(6) 同 4. 1	30						→ 同

(清水市長崎 望月氏所藏史料 借金証文による)

(註) (1)～(4)は足右衛門より谷田村戸塚氏宛 (1)は戸塚伸四郎 (2)～(4)は戸塚伸次右衛門宛) である。

第25表 賃地面積・分米・散田米・作穀米の関係

	面 積	分 米	散 田 米	取 米	残 (作穀)
上 田	4 反 故 歩	5石480合15才	16俵 合	俵 合 才	俵 合
同	9.	1. 233.	3. 150.		
同	8.	1. 096.	3. 100.		
同	1. 2.	1. 644.	4.		
合 計	6. 9. (02)	9. 453. 15	26. 250 (193)	16. 217. 20	9. 376.
					印 金10兩=付 2. 250.

(清水市長崎 望月氏所藏史料 「貸」(弘化3年)、「所持高反別耕附税帳」による)
(註) この代金は38両、上金は11両水400文である。

()内は「貸」に記されていたものである。

第26表 田地面積・分米・散田米・取米・作徳米・(質入) 金額の関係

	面 積	A 分 米	B 散 田米	C 取 米	D 残 (作徳)	金 額
(1)	18石4斗9升	25石21合45升	59俵180合	44俵048合	15俵140合	(57石余)
(2)	7. 7. 02	10. 547. 25	29.	18. 183.	10. 217.	40
(3)	17. 6. 06	24. 114. 73	56. 240	42. 094. 30	14. 145. 70	40
(4)	6. 9. 02	9. 451. 15	26. 160	16. 217.	9. 343.	38
(5)	18. 4. 06	25. 209. 17	59. 080	44. 046. 70	15. 040.	42
(6)	6. 4. 22	8. 863.	21. 356	15. 204. 10	6. 151. 90	—

(清水市長崎 望月氏所蔵史料「寛弘、『所持高反別所附算帳』による」)

(註) 前表と本表の(1) ; (2)と(3), (4)と(5), (6)はそれぞれ一枚の文書。

"のみは「附算帳」の記載による。

(1)の金額は、米1俵=4斗として換算した。

第27表 田地分米・散田米・取米・作徳米の比率

	A 分 米	B 散 田米	C 取 米	D 残(作徳)	Bの(C+D)との 誤差	①B:A	② $\frac{C}{B} \times 100$	③ $\frac{D}{B} \times 100$	④ $\frac{C}{A} \times 100$
(1)	25石21斗	23石78升	17石65升	6石14升	+ 0石01升	0.94	74%	26%	70%
(2)	10. 55	11. 60	7. 38	4. 22		1.10	64	36	70
(3)	24. 11	22. 64	16. 89	5. 75		0.94	75	25	70
(4)	9. 45	10. 56	6. 62	3. 94		1.12	63	37	70
(5)	25. 21	23. 68	17. 65	6. 04	- 0.01	0.94	75	25	70
(6)	8. 86	8. 76	6. 20	2. 55	+ 0.01	0.99	71	29	70
合 計	103. 39	101. 02	72. 39	28. 64					
平 均						1.02	72	28	70

(前表と同史料)
(註) "合" 以下は四捨五入した。

第28表 書入証文の内容

	借用金額	貸地(担保)高	散田米	代金	利息	期間	備考
					年に米9俵	5年まで	講落札金借用掛返しにて返済
					終会まで	1年	代米(米相場)にて返済
(1) 文政11年 6月	30両	5石897合	21俵350合	37両2分米			
(2) 同 12. 1	30	5.153	.20. 350	39. 3.			
(3) 天保 2. 10	25	1.879	10. 350	25. 1.			
(4) 同 2. 12	30	6.630	25. 630	38. 2.2	1割5分		

(清水市長崎 望月氏所藏史料 借金証文による)
 (註) (1)～(3)は、定右衛門より駿府守泰寺門前町
 同人より駿府吳服町4丁目 唐木屋兵衛宛
 (4)は、同人より駿府吳服町4丁目 唐木屋兵衛宛

第29表 天保15年(1844)酒井知行所西8ヵ村物成拠米金額折下金

依 数	代 金	内 金	代 金	内 金
拠米合計 1134 俵 330合 49才	614 両 1 分 (水) 175文 170毛		614両2分水(水)175文170毛	
		内金		
25 2	2	米内引川除入用定式		
2 3	2 2	同村用米器代料		
4		中之郷村川除入用定式		
3		長崎村川除入用定式		
1		龍崎村川除入用定式		
2 2	70	草薙村明利免穀物穀		
10 1	37 500	年番名主江籠屋前萬代		
4 3		長崎村川除入用定式		
10		草薙村明利本社河津金請出金割合 8回目		
2		当卯年御入辰404表残金払		
2		米ル辰年御入用表700表前金渡		
4 2	4 1	長崎村吉良場石垣當請入用		
		長崎新田高札修復入用押合出銀		
		中之郷村御落修復入用押合出銀		
		年中飛脚代金		
少以メ金	107 1	51 500		
差引残上納金	513	123 670		

(天保15年 暮3月(表次))

第30表-1 文久2年(1862) 酒井知行所西8ヶ村の物成

納 債		事 項
米	1335俵012合60才	駿州有渡郡・庵原郡 八ヶ村納込
外米	16. 334. 35 2. 342. 80 3. 2. 214. 39 5. 200. 7. 137. 20 3. 249. 14	谷田村荒畠開発出来=付 天保11年5月納 同村百姓持林五反下開発出来=付 天保15辰年5月納 同村御林之内 字大連寺新畑開発出来=付 弘化4未年5月納 同村字木綿地川替殖地 □□ 新開出来=付 嘉永5 □ 同村字続ヶ谷新開発出来 □□ 安政2卯年5月納 大内村荒所之内上田1反8畝2ト 中田2反3畝16ト半 下田2畝開 発出来=付 弘化2巳年5月納 同村荒地之内高3石2斗9合2夕1才開発出来=付 弘化4未年5月納
合 米	1376. 290. 48	

(文久2戌年12月 「戊御物成皆済勘定帳」 御知行所駿州西八ヶ村)

第30表-2 同定引米・用捨米

俵 数		事 項
(納) 合米	1376俵290合48才	
内米	8. 061. 3. 7. 9. 2. 222. 20 4. 350. 4. 350. 8: 5. 9. 14. 5. 8. 156. 80 1. 271. 16 10. 192. 90 1. 170. 2. 089. 2. 008. 60 2. 310. 57 1. 260. 少以△米 引残而米	中ノ郷村御伝馬役米 □ 同村半左衛門江御憲懲定式被下 谷田村御伝馬役米役米定式被下 同村川除御入用定式被下 同村荒地年々定引 同村御林見廻り番江老人扶持被下 当年番名主江老人扶持被下 草薙村御伝(馬)役米定式被下 同村川除御入用定式被下 長崎新田御伝馬役米 □ 大内村御伝馬米定式被下 同村塩田川河除御入用定式被下 同村文政3辰年塩田川石入 上田2反2畝 中田2反9畝 14才当分定引 同村文政5午年塩田川石入 □ 1反ト当分定引 同村文政6未年3ヶ所石入 □ □ 15歩中田1反9畝歩当分定引 同村文政11子年上田 8畝歩石入酉年開発残り 同村天保6未年中田1反2畝8ト 上田2畝歩石入開発残り 同村天保9亥年宇山根中田1反1畝ト 下田2畝ト石入当分定引 同村安政2卯年塩田川石入2反5畝ト 中田6畝18ト 石入当分定引 同村塩田川見廻り番人江定式被下 当亥年田方達作ニ付村々江御用捨被下置候
	370. 187. 36	
	1006. 103. 12	

第30表-3 同払米表

俵 数		代 金	相場値(金10両=付)	備 考	比率
(1)	356俵103合12才	329匁3分(支) 118文510毛	10俵8ト	村々金納分	35%
(2)	250.	231. 1	231. 480	戸塚仰次右衛門、深沢喜三郎、望月定右衛門願払	25
(3)	100.	92. 2	92. 592	米蟹惣十江払	10
(4)	300.	258.	120. 690	山本屋吉右衛門江払	30
合計	1006. 103. 12	912.	563. 272		100

第30表 - 4 同下金

		代 金	事 項
(納) 合 金 内金	912両 分 未 (水) 563文 272毛		来亥年夫人17人分給金(但1人=付金1両2分宛)
	25. 2.		大内村巴川河除入用定式
	2.		同村戊5月2日塙田川字鶴田切所普請并田地荒地開発入用
(記入なし)	20. 3. 3	55. 150	金41両3分2朱 永110文3ト2毛半割下さる。
	2. 2		同村御山地用水井筋溝代
	20. 3. 3	55. 150	同村戌6月4日觀音沢字藏立之坪切所普請入用
	4.		金13(カ) □ 永117文8ト3リ8毛半割下さる
	7. 2.	11. 660	長崎村川除入用定式
	1.		同村戌5月2日巴川字らう才天神久保矢崎牛ヶ谷久保障子かし
	10. 3.	63. 700	切所普請入用
	3.		草薙村明神名越初尾
	10. 3.	37. 830	同村柳沢字藪下 同甲庚塙 同秋木田普請入用金3分2
	2. 3.		能鳴村巴川河除普請入用
	7. 3. 2	71. 766	同村巴川河除普請入用 金21両2ト永73文6ト3リ半割
	12.	58. 720	中ノ郷村巴川河除入用定式
	9. 1.	107. 140	谷田村字大井普請入用半割
	5. 1. 1	33. 485	同村戌8月滴水 川荒普請入用3分2
	2. 2. 3		八ヶ村融通譲壹分江入 4回目掛金
	2. 2		戌年飛脚貢三度跡左衛門江松
			兵賦差出 八ヶ村名主組頭百姓代江酒料
少以△金	132. 1. 1	498. 390	當成年 年番名主筆墨紙料
差引残額 上納金皆済	779. 2. 3	64. 882	

第31表 天保3年(1832)長崎村(酒井知行所) 蔵米払米販売先

		依数	扦 先
閏 11月19日	14俵	本通6町目 □	
同 11 23	24	上ノ店	林右衛門分
同 同	12	同	同 分 西野屋 半兵衛行 (内2俵 林右衛門 内10俵 西野屋)
同 同	26	材本町 大村 文蔵	同
同 同	20	同	同
同 同	7	茶町1町目 さいかや 吉右衛門	
同 同	3	四ッ足町 西野屋 半兵衛	
同 11 25	15	新通6町目 藤山屋 源兵衛	
同 11 26	8	同	同
同 同	4	伝馬町 米や 平次郎	
同 11 28	9	吳服町4町目 唐木や 儀兵衛	
同 11 30	16	宝泰寺門前町 (大石) 孫兵衛	
同 同	16	伝馬町 米や 平次郎	
12 2	15	吳服町4町目 唐木や 儀兵衛	
同	9	同 同	
同	6	宝泰寺門前町 (大石) 孫兵衛	
12 19	9	同 同	
合 計	213		

(天保3年と推定される小横帳による)

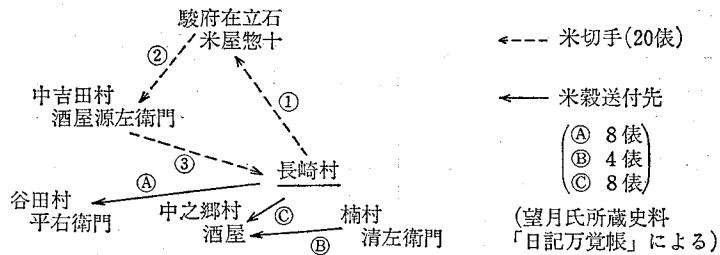
(註) 上ヶ土 間屋 (鈴木) 倍右衛門より長崎村名主定右衛門宛受取

第32表 幕末期米相場表

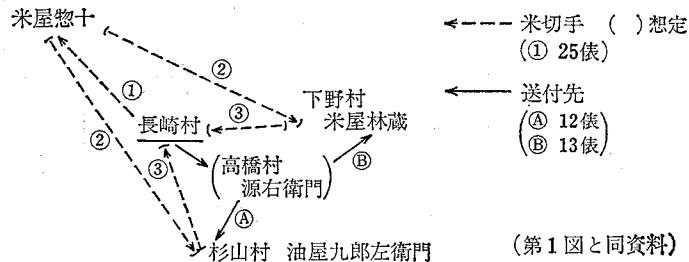
	米相場 (金10両=付)	割相場 (1.金10両=付) (2.金1両=付)	錢相場
弘化 1年 (1844)	俵分厘	俵分厘	7斗28合 6貫548文
3 (1846)			8.60
4 (1847)	20.7	21.7	n n
嘉永 1年 (1848)	21.3.1	22.3	n n
2 (1849)	16.5	17.5	6.400
3 (1850)	12.3.2	13.3.2	n n
4 (1851)	19.7.5	20.7.5	n n
5 (1852)			6.60
6 (1853)			8.40
7 (1854)			8
安政 2年 (1855)			8.40
3 (1856)	19.4	20.4	6.600
4 (1857)	14.2	15.2	n n
5 (1858)	12.8	13.3	n n
6 (1859)	13.1	13.6	6.700
万延 1年 (1860)	10.3.8		6.400
文久 1年 (1861)	11.2.8	11.7.8	6.648
2 (1862)	10.8		4.52
3 (1863)	11.4		4.76
元治 1年 (1864)	8.9		3.76
慶應 2年 (1866)	2.9.2		7.500
3 (1867)	4.4.8		9.400
明治 1年 (1868)			11

(清水市長崎 望月氏所蔵史料 各年次「諸入用割帳」による)

第1図 米切手による米穀の流通 (1)



第2図 米切手による米穀の流通 (2)



第33表 弘化1年山原村収納米払の状況

俵数		商人名		事項
12	俵 合 才	柿屋	佐兵衛	一番札 (ママ)
9		伊勢屋	貞蔵	三番札
3		高松屋	源佐衛門	三番札
同	12.	津ノ国屋	半七	
4. 291				東30両割出金代米
4. 600				去卯年夫金40両 2分割代米
276				当辰年夫金8両割代米
80		伊佐布村	中嶋利助	
40		同	同	
50		江尻本郷町	米屋伝平	
20		同 錫治町	荷居屋清助	
33		下野村	林藏	
20		江尻辻町	米屋十右衛門	
312.27				役所江金納
合計 289. 139.27				

(清水市山原 吉川氏所蔵史料「当辰御収納米払目録」(弘化3年12月)による)

第34表 文久1年(1861)
清水町職業表

		軒数
米穀	仲買	70
廻船	宿	4
同	家	26
酒質	屋	3
薬	師	10
医	工	5
鍼	工	2
大船	工	6
桶	屋	15
左石	官	20
木	挽	5
疊	屋	4
鐵	職	3
御	揚	3
甲州	米	1
川岸	小	3
船	揚	20
漁	乗	50
魚渡	師	130
	世	60
合計		157
		100
合計		697

(清水市本町 石野氏所蔵史料「文久1年(1861)「有渡郡清水町銘細書上」による)

第35表 江尻町職業表 (弘化年間)

		軒数	軒数
百	姓	68	2
漁	師	28	4
魚	人	45	4
日	取	69	2
大	工	19	3
棒	屋	1	1
髮	結	4	2
疊	屋	1	1
籠	屋	1	3
板	役	3	2
石	屋	1	1
植	屋	5	4
綿	役	5	3
歩	屋	9	2
米	屋	3	1
酒	屋	1	1
膏	屋	5	8
油	屋	1	107
豆	屋	1	
提	屋	5	
煙	屋	1	
管	屋	1	
合計		467	
明店		19	

(寺尾庄太郎氏蔵 弘化年間「宿内軒並書上帳」)

(註) 浅香幸雄氏「東海道江尻宿裏通海岸附宿の帰属問題」

『地理』第四卷第三号 S16.7 p328より引用。

旅籠屋には、職種不明のものが相当数混入している。

第36表 辻村職業表

	① 享和3年 (1803)	② 天保13年9月 (1842) (内借出)	③ 弘化年間 (1845~1848)
百	姓	65	80
棉	屋	20	7
絲	屋	—	1
大	工	—	6
油	屋	—	(1)
肴	屋	—	2
煙	草	—	1
下	駄	—	2
米	駄	—	—
館	駄	4	—
豆	腐	—	1
簾	屋	—	1
屋	屋	—	1
貢	屋	—	1
茶	屋	2	—
小	問物	6	3
	(ア)	2	1
砂	屋	3	—
医	師	—	—
髪	結	—	1
	計	102	106 (23)
明	家 (店)	2	—
明	地	6	5
	総計	110	113
			105
			6
			6
			117

(1)山本正治氏蔵 享和3年9月 地方明細鏡写

(2)寺尾正太郎氏蔵 弘化年間 「宿内軒並書上帳」

(註) (1)、(3)は浅香幸雄氏「東海道江戸宿駆通海岸附寄洲の帰属問題」『地理』第四卷第三号 S 16.7 p 315より引用。(2) 清水市辻 長阪さん若氏蔵、辻町在郷家数調

(註) (2)は清水市立図書館蔵写本(S 13.8.26)を使用し整理したもの。

第37表 柏尾村階層構成表

石高	年	① 安政5年 (1858)	② 元治1年 (1864)	③ 明治4年 (1871)	④ 明治5年 (1872)
60~70	石木溝	1	1	1	1
50~60					1
40~50					
30~40		1	1	1	1
20~30		1	1	1	1
15~20					
10~15		4	4	6	6
5~10		8	7	6	5
3~5		3	2	3	4
1~3		6	7	6	7
0~1		11	11	13	11
0					1
	合計	35	35	37	37 (外寺1 士族1)

(1)(2)(4)清水市柏尾 神戸氏所蔵史料 (3)清水市山原 吉川氏所蔵史料

(1)……安政5年4月 宗門改帳 (2)……(1)のハリ紙

(3)……明治4年3月 同 (4)……明治5年 戸籍下書による)

第36表 清水湊周辺村落別階層構成表 (明治4・5年)

	(1)押切原村	(2)下野村	(3)石川村	(4)柏尾村	(5)西方村	(6)原村	(7)伊佐布村	(8)杉山村	(9)高山村	(10)吉沢村	(11)葛沢村	(12)河内村	合計(1比)
100石以上													
90~100石未満													
80~90		1											
70~80													
60~70							1						
50~60							1						
40~50							1						
30~40			1				1						
20~30		5	4			1	2						
15~20		4	3		2		1	1					
10~15		2	4		1	6	3	1					
5~10		20	10	6	6	4	2	3					
3~5		12	4	1	3	11	2	9	5	1	5	2	683
1~3		15	9	8	6	11	6	7	14	8	19	15	3(92.4%)
0~1		16	18	9	13	116	38	44	34	13	1	10	61
0		4	4	42	17	13	1	4	4	(不明1)	(不明2)	1	(不明3)
	74	58	28	37	196	67	76	55	28	26	29	65	739

(5)のみ清水市地原 小林氏所蔵史料 他は吉川氏所蔵史料 各宗門人別改帳による。
 (註)。このうち天領は(2) 松平領(天名)は(6)、他は旗本領行地である。
 ○寺、土族は除いてある。

第39表(1) 明治4年(1871)原村階層表の内容

分類 所持高	(A)		(B)		(C)		不 明	合 計
	① 補	② その他	① 補	② その他	① 補	② その他		
15 ~ 20	1							1
10 ~ 15		1					1	
5 ~ 10		2					2	
3 ~ 5			2				2	
1 ~ 3			5		1		6	
0 ~ 1				34		1	38	
合 計	45	2	7	6	1	5	17	67

(註)大山原村 古川庄氏所蔵史料 明治4年3月「宗家の人別段帳」明治4年3月「冊子(袋入)にて作成」

第39表(2) 明治5年原村の上層農民と職業從事者

明治4年現在			(A) ①			(A) ②			(B) ②			(C) ②		
氏名	持 高	村役人	氏名	持 高	職業	氏名	持 高	職業	氏名	持 高	職業	氏名	持 高	職業
源七	19石6825匁	組頭	喜作	1石20石5匁	薪林	源藏	0石4石50匁	酒小売渡世	辰	一	鈴果子小売渡世	金次郎	同	醸造油小売渡世
雄三郎	13.6660	組主	喜作	0.1700	材木渡世	源平	0	酒物職	四郎	二	塗物渡世	助四郎	同	古道具渡世
与市	9,7026	組頭	喜作	0.1700	大工	佐七	0	指物職	次郎	二	古道具渡世	助右衛門	同	醸造油小売渡世
弥三郎	8,7473	組頭	喜作	0	石工	たかのね	0	石工	助右衛門	一	醸造油小売渡世	(不明)	同	醸造油小売渡世
半六	3,7984	組頭	喜作	0	日雇渡世	金次郎	0	日雇渡世	吉	一	醸造油小売渡世	金次郎	同	醸造油小売渡世
清次郎	3,6469	組頭	喜作	0	同	金次郎	0	同	吉	一	醸造油小売渡世	金次郎	同	醸造油小売渡世

明治5年追加

金次郎	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世
庄	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世
了	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世
儀	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世
助	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世
七	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世
儀	石 油 渡世 針	工 業 医 み 源 次 郎	悠 左 衛 門 成 吉 き 郎	醸 造 油 小 賣 渡 世

(1)と同史料により作成)